

のが非常に毀損したということで、あの時点から以降、今回の二月の初めごろまでに約二百社ぐらいの上場会社をなくしているわけですね。そういうふなことで、顧客も徐々になくなっていく、また従業員も、あらた監査法人の設立がありましたがけれども、かなり辞めていくと。

その中で、三月決算を迎えて、ほかのやつぱり同業の人の事務所の職員が、いろんな手で職員の勧説を行つて、あるいはコンサルティングファームとか企業も含めて職員の引き抜きを行うと。そういうふな中で、三月末決算がきちつとできるのかどうかと、こういうような現実問題を抱えたわけございまして、その中で、やっぱりそういうような動きをストップするにはそれなりの大きな決断を示さなければ、職員の動揺も含めて、ほかの同業その他のいわゆるコンサルティングファーム等の引き抜きが止まらないだろうというようなことで、最終的にあいう決断をしたということです、これを見ますと、やはり監査事務所は信頼を失うとその信頼に対する脆弱性が非常に大きいということ、これは一般の民間企業と必ずしも同じではないと、特に物すごく大きな脆弱性があると思っております。

これを私どもは真摯に受け止めて、こういうような信頼失墜がもう一度と起こらないようにきちとした監査事務所の業務体制を確立して信頼できる仕事をしなくてはいけない、そういうふうに思つております。

○峰崎直樹君 金融担当大臣、今の藤沼参考人のお話を聞いていて、私はこの旧中央青山監査法人は、恐らくカネボウ問題、その前の足利銀行あるいは山一証券、ずっともう、旧中央青山というのは我々からすると粉飾決算がずっと連続して起きているわけですね。そのときにはたしか二ヶ月の業務停止という大変重い処分がございましたね。その後にこの日興コーディアル問題が起きたわけです。その当時の、日興コーディアル問題の当时

の理事長は奥山さんでございました。そして、○六年の日興コーディアルの決算、これも私に言わせればかなり粉飾に近いところを指導していったのも奥山さんで、もう辞められて、あと清算法も片山理事長が引き継いでやられるんだろうと思ひますが、大変お氣の毒だなと思つて、大変私自身は、この場に二度もお呼びして片山さんからいろんなことをお聞きしたんですけれども。

その意味で、自主解散をしなければ二ヶ月間の業務停止という処分をいわゆる中央青山監査法人にして、さらにこの日興コーディアルの問題が、五億円の課徴金ということで取りあえず終わつてますけれども、もしこれが加わついたら、これ解散命令になつていただんじやないんですか。どうですか。

○国務大臣(山本有二君) 一概に仮定の話をするわけにはまいりません。その意味で、慎重に行政処分判断等をしていかなきやならぬというふうに思つております。

また、中央青山監査法人を継承したみすず監査法人におきましても、同法人を取り巻く状況を踏まえて、今年の三月期の決算については確実に監査業務を遂行するということと、将来に、証券市場に混乱を防止するという観点に立つて、二月に他の監査法人との間で社員の移籍に向けた協議を開始するということに合意して、先般、五月三十日の社員総会で本年七月末日をもつて解散するといふ決議をし、自主解散に至つたわけでござります。

個別の監査法人の経営判断ということでございまして、これに対するコメントは差し控えさせていただきますけれども、いずれにせよ、各監査法人が顧客や投資家等から信用を損なうようなことないように、監査の品質管理の維持や向上、適正な監査の実施に向けて、本法案の改正を含めて最大の努力をこれから期待するところでござります。

○峰崎直樹君 要するに、もう今年の一月ぐらいから公認会計士の引き抜きだとかあるいはそこか

ら離脱するとか、いろんなことが起きて、やがて日興コーディアルの問題でここまで来たら、これはやつぱりもう自主解散以外に手はなかつたと。と同時に、私はやはり重い処分として解散命令が恐らく出ていたんじやないんだろうと思つてならないわけあります。

そこで、ちょっとやや質問を、公認会計士協会の会長さんに質問したいんですけども、旧中央青山と二つ並んでいますよね。法人としては中央青山と我々は分けたことはないんだけれども、どうもその中央青山の、みすゞに中央が、かつての中央がなつて、青山の方はあらたというふうにたしか、ブライスウォータークーパースですか、そちらの方の関係で離れていたと。みすゞだけじゃなくて青山の方にも責任は、連帶責任というのは道義上これ起きないですか。

私はどうもこの公認会計士の仕組みというのは、後でちょっとお話し申し上げますけど、いろんなものが次から次に合体していく、この参考図の中でも出てくるんですけども、どうもその中の連帯感といいますかね、中央と青山というのは何か水と油みたいな感じになつちゃつて一向に融合していかないと、そういうふうに思つてているのですが、そういう意味でいうと、旧青山、青山というか、今でいうとあらた監査法人、こちらには責任はなかつたんですかね。この点はどう思われます。

以上です。

○峰崎直樹君 新設法人つくつちやつたわけですから、それは新しいあらたというところにはないのかもしませんが、どうもその経過を見るとそういうふうに思つてならないんです。ちょうどかを聞いてみたいと思うんですが、ちょっとこれは、トーマツというところにおられた有名な方が、富田岩芳さんという方が語つておられることについて、私もこの業界についてよく分からんんですけど、尾立さんだつたら分かるのかもしれないけど、私分からないんですけれども。それで、なるほどな、こういう粉飾決算が起きる、あるいは問題が起きるという要素はこういうところにあるのかなというふうに思つたのは、こういうふうにおっしゃつているんですよ。

ほかの監査法人の大部、トーマツ以外と、こいつの意味だと思うんですが、公認会計士の持込みが中心なんですよ、持込み。元々東京電力の監査を長い間担当しているとか、新日鉄を持っていましたが、大きなクライアントを持ち込んで、そういうふうに思ひます。

一般的に、中央青山さんもほかの監査法人も同じですけれども、いろいろと合併を継続して、合併合併で大きくなつてあるというところがあります。

すので、そういう面で、中央青山さんも当然ながら部門間でいろんな各出身母体の人たちと一緒にするようなことでそれなりの努力はしていたんだというふうに思います。

ただ、今回、中央青山の業務停止があつて、それと提携先であるPWCとの関係から、PWCの日本に関係する子会社等の外資系の企業というところのサービスを継続しなくてはいけないという

ことです。

から監査法人の内部チェックが働くかない。さらに、

これはおれのクライアントだから余計なこと言うな、こういう雰囲気があるんだろうと思うんですねと、こう語つておられるんです。

例えばトーマツの場合は、東京のトーマツといふのはそうじやなくて、トーマツというところにクライアントが来たらそれを公認会計士に割り振つていたと、関西の方のトーマツは違うんだと、こううふうに富田さんはおっしゃつているんですけど、よく分からないです。要するに、クライアントと実際に個人個人の会計士が癒着しているんですよと、こううふうにばつと書かれているわけですね。

これは、旧大蔵省がそれを見過してきただとかいろいろ相当厳しいことがあって、そういうインデイペンデンス、独立性だとあるいは誠実性だとか、そういうところがどうも日本の公認会計士業界の構造的体質というところではこれはなかなか難しいなど。この法案が通つても、そういういわゆるクライアントと公認会計士とのいわゆる持ち込み、一体感、癒着、こういう構造は本当に間違いないんだろうかというか、こういう点について公認会計士の会長さんとしてどういうふうに思つておられるのか。ちょっととなかなか答えにくいかもしれませんが、是非見解を伺つておきたいと思います。

○参考人(藤沼亞起君) 富田先生も大先輩でござりますし、そういう面では、監査法人の実態というような形で御自分のお考え方を述べたんだと思ひます。

ただ、その先生が書いたときの事情が、じや今にも当てはまるのかということについては私は非常に違う意見を持つておりますし、それは二つありますて、一つは、監査法人は今定年制というのがあります。ですから、昔、私も事務所に入りましたところは八十歳の代表社員とというのがいましたけれども、これはもうとつになくなりました。ですから、六十五が今六十二ぐらいに変わりつたというところでございます。そういう面では大

御所は今だれもいません。

次に、あともう一つは、やはりこれは監査担当のパートナーのローテーションを実施したという

ことで、これは確かに、カネボウ等の事件が起つたときには法律の適用時期が実際にスタートするのが平成二十一年とか、そういうことでございましたので、長期間関与していた社員がいたということも事実なわけですけれども、これは昨年の四月から公認会計士協会自主ルールですね、大手事務所については五年・五年のルール、その他の関与社員は、トップの関与社員は五年、その他の関与社員は七年ということで、これは一齊適用いたしましたので、そういう面で長期間関与している

関与社員はいなくなつたと。そういう面で、今は監査法人の業務運営体制、大分変わつてきておりまして、多分、十年とかそれぐらい前の話であればそういうことも言えないといただきたいと思います。

○峰崎直樹君 その場合、私、二〇〇四年に公認

会計士法の改正のときも七年・一年ルールとかい

うのがあつて議論したんですよ。そのときも思つたんですけれども、今まで四十年やつてこれから

七年やつていてるんですから、これ癒着体質があるかもらぬ。であるならば、もう直ちに替えなきや

いけど、もう四年ですと、こういう話でしよう。過去もう四十

年やつていてるんですから、これに付いてはローテーションといつても即座実施はできないだろ

うことですけれども、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションといいますのは

けれども、多分前回の公認会計士法の改正のときには、今これは、ローテーションといいますのは

パートナーの数がどうしても必要でござりますの

で、ですから、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

も、事務所の圧倒的多数は非常に社員数が少ない

事務所でござりますので、これについてはローテーションといつても即座実施はできないだろ

うことですけれども、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

も、事務所の圧倒的多数は非常に社員数が少ない

事務所でござりますので、これについてはローテ

ーションといつても即座実施はできないだろ

うことですけれども、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

に、やや、いろんな批判的なことしか耳に入つてこないせいか、そういうふうに思つておりますが、これは前回の法案改正のときにいろいろ議論がありまし

すよ。

どうなんですか。公認会計士協会の会長として、

来年からもう、今までもう五年以上たつていると

ころは直ちに来年からやめてくださいと、替わつてくださいと、こういうふうに宣言されませんか。

○参考人(藤沼亞起君) 長期間関与につきましては、先ほどお話しいたしましたように、大手法人につきましては、昨年の四月一日以降、早期適用して一齊に替わっております。

○峰崎直樹君 一齊に替わっている。

○参考人(藤沼亞起君) もう替わつております。

ですから、今回の公認会計士法の改正でそれが法

案に書かれたということでございまして、それは

公認会計士協会がもう既に実行しているというこ

とでございます。

それともう一つ、これは大手監査法人なんです

けれども、多分前回の公認会計士法の改正のとき

には、今これは、ローテーションといいますのは

パートナーの数がどうしても必要でござりますの

で、ですから、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

も、事務所の圧倒的多数は非常に社員数が少ない

事務所でござりますので、これについてはローテ

ーションといつても即座実施はできないだろ

うことですけれども、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

も、事務所の圧倒的多数は非常に社員数が少ない

事務所でござりますので、これについてはローテ

ーションといつても即座実施はできないだろ

うことですけれども、その対応ができる大手監査法人は

関与社員が多いといつ、関係の社員数が多いとい

うことでローテーションできるわけですけれども

めるようにしていくのも一つの方法じやないかなというふうに思つておりますが、これは前回の法案改正のときにいろいろ議論がありまして、なかなかかそははいつても難しいんだなということは実態はよく分かるわけであります。

金融担当大臣、私、前に、この三月時点に日興

コーディアルという今回起きた問題について、日

本版エントン事件というふうにとらえ方をすること

ではないかと、こういう話をしたわけであります

が、現時点でこの問題について、今私が申し上げたような評価といいますか、とらえ方をすること

ができるかどうか、率直に、また繰り返しになる

かもしれません。お伺いしたいと思います。

○国務大臣(山本有二君) 日興コーディアルゲ

ループにつきましては、平成十七年三月期の有価

証券報告書等の財務書類につきまして、重要な事

項に虚偽の記載が認められました。証券取引等監

視委員会から課徴金納付命令の勧告を受けまし

て、本年一月、課徴金納付命令を行つたところで

ございます。

同社におきまして、過去に不適正な会計処理が

行われていたことは事実でござります。既に証券

取引等監視委員会が認定した事実を超えて、個別

事案について当局として日々に評価を申し上げる

ことはできません。いずれにいたしましても、金融

資本市場の信頼性を確保していく上で、企業財

務情報の開示が適正に行われることは極めて重要

でございます。各企業の経営者等におきましては、

適正な開示の確保に向けまして万全を期してい

ただといふふうに思ひます。

○峰崎直樹君 私もちょっと決め付け的に申し上

げたんで、もしそういうふうに早く替わつてある

のであればそうなんですが。

○峰崎直樹君 この問題について金融担当大臣と

組み合わせて、そういうものを実質上効果あらし

めるようにしていくのも一つの方法じやないかなというふうに思つておりますが、これは前回の法案改正のときにいろいろ議論がありまして、なかなかかそははいつても難しいんだなということは実態はよく分かるわけであります。

金融担当大臣、私、前に、この三月時点に日興

コーディアルという今回起きた問題について、日

本版エントン事件というふうにとらえ方をすること

ができるかどうか、率直に、また繰り返しになる

かもしれません。お伺いしたいと思います。

○峰崎直樹君 私もちょっと決め付け的に申し上

げたんで、もしそういうふうに早く替わつてある

のであればそうなんですが。

○峰崎直樹君 この問題について金融担当大臣と

組み合わせて、そういうものを実質上効果あらし

めのようにしていくのも一つの方法じやないかな

というふうに思つておりますが、これは前回の法案改

正のときにいろいろ議論がありまして、なかなかか

そははいつても難しいんだなということは実態はよく

分かるわけであります。

○峰崎直樹君 この問題について金融担当大臣と

のを使ってはいる。つまり、非常に金融工学を駆使しているやうだ。それから、日興コーディアルという会社は非常に評価の高い会社で、意外と、結構やっている。非常に評価が高かつた。ところが、エンロンももちろんそうだった、公認会計士が関与してその監査法人が事実上なくなっています。ここもよく似ているんです。

公認会計士協会の会長さんは、エンロン事件というの、あるいはワールドコム事件というのを目覚まし時計だったと。私は、この日興コーディアル問題は、正にそれは日本の公認会計士業界にとっての目覚まし時計だと受け止めなきやいけないんじやないかなと。もちろんその前に、余りにも露骨な中央青山のカネボウの事件とか、だれが見てもこれはひどいなというのがあったわけありますけれども。しかし、やはりこういう新しい時代に向けたこういうやり方というのは、私はそういう目覚まし時計の役割を持つていてるというふうに思つてゐるんですが、その点、公認会計士協会の会長、どのようにこのことを判断しているでしょうか。

○参考人(藤沼圭起君) 日興コーディアルに限らず、カネボウ、ライブドア、日興コーディアルと、こういうふうに統いてきたわけで、こら辺の一定の企業会計不祥事というのは我々にとっては大きな目覚まし時計であったというふうに思つてお会の会長、どのようにこのことを判断しているでります。

日興コーディアルのケースについては、確かにSPCを使って会計上の処理を、まあある程度偽つたということだと思ふんですけども、これはその中身を見てみるとエンロンと似ていると。ただ、エンロンの場合には金額の影響が物すごく大きかったと。物すごく大きかったというのは、SPCも千以上、千五百とか二千とかのSPCをつたということで、規模もスケールもかなり違うのではないかというふうに思つてます。ただ、

身自身は似ているということは言えると思います。
以上です。

○峰崎直樹君 アメリカの場合はその後サーベンス・オックスレー法を作ったわけです、企業改革法を作った。当然のことながら、その公認会計士の審査会で、英語で何と言いますか、日本で言う公認会計士・監査審査会、PCAOBですか、がつくられて、そちらが、アメリカ公認会計士協会の自主規制ルールをある意味では駄目だという形でPCAOBというものができて、そこが様々な品質管理その他監査法人や公認会計士に対する審査をしていくよになつたわけです。

日本で二〇〇四年ですか、できたこの公認会計士・監査審査会、今日、金子会長お見えになつていますけれども、その意味で私は、いわゆる引き続いで、日興コーディアルまでずっと続いてきた様々なその会計監査に対する不祥事というものを受け止めたときに、もう公認会計士協会の自主的ないわゆる、何といいましょうか、自主規制ルールということにもう依拠して、いたらこの日本の公認会計士協会というのは良くならないんじやないかと。公認会計士の、何といいましょうか、公認会計士個人もそうでしょう監査法人もですね、本当に良くならないんじやないかというふうにやや思えてならないようなところが、先ほどのこういうトーマツの富田さんなんかのお話を読むと、これはなかなか大変だなというふうに思つたりするんです。

そういう意味で、今日、金子会長にお見えになつていただいているのですが、金子審査会会長さん、六月三十日に、去年、四大監査法人の監査の品質管理についてと題した調査結果を、報告をいたしましたわけであります。そこで四大監査法人についてはどうのよう、品質管理の状況についてはどういう実態だったのかということについてまずお伺いします。

○政府参考人（金子晃君）　お答えをいたします。
平成十七年十月から十八年六月までの間に、公認会計士・監査審査会は四大監査法人に対しまして検査を行い、いずれの監査法人においても監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたことなどから、公認会計士法の規定に基づきまして、昨年六月、金融庁長官に對して業務改善指示をするように勧告をいたしました。また、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性、信頼性確保に資するよう、検査で把握しました四大監査法人の監査の品質管理に関する実態を取りまとめ、四大監査法人の監査の品質についてとして公表をいたしました。

公認会計士・監査審査会は、四大監査法人は金融庁長官による業務改善指示に基づく改善策の実施にそれぞれ取り組んでいるものと理解しております、このような取組が確実に実行されることにより、監査の品質管理に関する改善が進められ、我が国への会計監査に対する信頼の向上につながると考えております。

○峰崎直樹君　　という御指摘を受けたんですけれども、金融担当大臣、そういう指摘を四大監査法人、日本を代表する四大、ほとんど八割方たしか上場会社のカバーしているんですよ。それが、いざれも品質管理において、これは個々の品質監査じゃないんですね、個々の監査のことを言つていいんじゃないんですね、個々の監査のことを言つていいんじやなくて、監査の体制を含めて非常に問題がありますねという指摘を受けたんですよ。これを見て、どのようなことを考えておられるんでしょうか。そして、この法案にはどういう形でそれが反映されているんでしようか。

○國務大臣（山本有二君）　六月三十日の監査法人に関する調査結果の公表というのは、大変ある意味で厳しいものであります。また、こうしたことを受けまして、今この法案の中身については、まずは監査法人の品質管理、ガバナンス、ディスクロージャーの強化という、この指摘の中から申し上げますと、最初の検査項目の業務運営全般に

ついての組織的な業務運営、この部分に係る問題であろうと思つておりますが、業務管理体制を整備していくたゞく、特に業務の執行の適正確保、業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を整備するということ、ここに重点を置いております。また、職業倫理や独立性についての手続の運用をお願いしておりますし、研修についても管理体制の充実の中にうたつておるわけでございます。監査契約の新規締結や更新につきましては、リスク評価や手続についてしっかりとやついていただきたい。監査業務の遂行については、計画や監査意見の表明に係る手続についてしっかりとやつてもらいたい。いろいろな指摘を受け、それに基づいて抽出した結果、さらには監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大や監査法人による情報開示の義務付け等々でございました。

こうしたことから考えていくと、先ほど藤沼会長さんおつしやられましたように、今までの、十年前の監査法人と違う形に私どもなつていただいているものと期待するところでござります。

○峰崎直樹君 じゃ、公認会計士協会の会長さんは、この指摘を受けてどんな感想を持ち、どんな対応を打たれようとしたんでしようか。

○参考人(藤沼豊起君) これは、公認会計士協会といたしましても、この検査結果及び改善指示を受けまして、各大手法人に業務の総点検と改善の速やかなアクションを取ることをお願いいたしまして、各事務所、かなり一生懸命改善のための努力をしたというふうに思つておりますし、その改善報告を最近金融庁に報告をしたというふうに聞いております。ですから、昨年と比べては改善の道筋がかなり明らかになつたのではないかというふうに思つております。

以上です。

んと取られているんだろうと思つたら、監査調査書が不十分であり、事後的な検証が困難であつた事例が多数認められるとか、えつ、監査調査書というのは、きっといろんなことについての項目ごとに監査調査書を取つて、これはこういう問題があるということを指摘されている。その文書がないという事例が四大監査法人の中に多數見られるということを聞いたときに、これは相当ひどいなという感じを持つたわけですね、品質管理。

次に、平成十八年十一月一日に、同様の問題が

計士・監査審査会は、小規模監査事務所の監査の品質管理にということで、これもう時間がありませんから私の方で、ずっと見ていて、最後に制度上の問題点ということです。問題点の総括及び問題点のところに、小規模監査事務所においては大会社に対する組織的な監査体制を取ることが困難な状況が見られる、また監査体制面での整備の遅れのほかに、監査の品質管理に対する意識について、要するに監査のその品質管理そのものの、取りうとする意識が非常に問題がある。さらに、制度上の問題点というところで、監査法人と異なり、公認会計士に対しては、監査業務の遂行、著しく不当な場合に必要な指示や懲戒処分を行うことができないものとなっているが、必要な指示や懲戒処分を行うことができるようすべきではないかというところまで、かなり、これは個人の恐らく会計事務所の方のことだと思つんですね。

それから、今年の三月十六日に 中小規模監査事務所の監査の品質管理についてとということでも同じように出されている。これもまた、今日は時間がないんで、金子会長にお話しいただければよりはつきりしてくるんだろうと思いますが、これもまた大変な問題があるなどうふうに感じたわけですね。

そうすると、大法人、四大法人もそうだ、中小法人も小規模も全部もうなべて駄目だと。私が冒頭、持込みが多いこの監査の体質という構造といふものがあつて、そこはどうも監査の品質を進め

ようとしたときに、これはおれの会社のクライアントなんだからおれが監査したことに一々文句付けるなどという形の、どうも自主的な、地方分権と言つたら格好いいですけど、群雄割拠と言つていひんでしょうか、そういう非常にクライアントと公認会計士の一つの共同体みたいなものができ上がりついて、そこにはなかなか指図したり改善をされるようなことが非常に難しいというものが、あらゆる監査法人あるいは公認会計士の皆さん方に入り込んだりやっているのかなというふうに思えてならないんですが、金子会長、審査会として見て、なぜこんなふうになっちゃっているのかということについてもし御所見があれば、これは一番最後の中小法人のところに被監査会社の問題点ということで、会社側にも問題があると。私もそだらうと思うんですね。公認会計士だけの側に問題があるんじやなくて、会計士にも問題があるんだろうと思いますが、もし、今日は公認会計士法審議しておりますので、そういう公認会計士の皆さんがおられるんじやなくて、構造的な問題、意識の問題はもちろんあるんだろうと思いますが、構造的な問題で何かお気付きになつた点があつたら教えていただければと思いますけれども。

○政府参考人（金子晃君） 多分に個人的な見解になるかも分かりませんけれども、今の議員御指摘のような原因もあると思いますし、様々な原因が積み重なつて現在のような状況になつてているのではないかというふうに思います。

したがいまして、現在の経済社会に合つたような形で制度を運用していくことが大切なのだと思うんですけれども、必ずしもそうした形で制度が利用され、また監査法人、監査事務所が運営されていない、こなかつたというところに問題があるのではないだろうか。その点では、今回改正法が出ておりまして、改めてこの時点での既存の制度、それから改められる制度の中で、現在の経済社会に沿つた、あるいはそれに適合しあるのではないだろうか。その点では、今回改められておりまして、改めてこの時点できちんと監査法人の活動、運営がなされていくといふことが大切ではないかというふうに考えており

○峰崎直樹君 公認会計士協会の会長さん、そういう状況、今度の法案が出たことに伴って、それからそういう審査会からも問題提起受けているとにかく、これからはそういう不祥事が可能な限り起きないように我々が頑張るんだと、そういう決意をお持ちなんだろうと思いますが、改めてそういう自らの問題点、弱点というものをやはりきちんと見て私は対応される必要があるのかなと思つたりしているんですが、その辺り、もし御感想があれば。

○参考人(藤沼亜起君) 先ほど私の説明でもありましたように、協会は一連の監査不祥事、会計監査不祥事、それと公認会計士・監査審査会の検査結果等を踏まえて、これは我々自身が業務を行っているわけですから、我々がプロフェッショナルとしてやっぱり職業的な使命を自覚して、自らの業務は自らで改善しなくてはいけないというのがまず第一だと思っておりまして、そういう面で協会の自主規制を強化して、御承知のように、四月一日から上場会社を監査している事務所については登録制度を導入するとか、そういうようなこともあります。やっておりましし、倫理規程も大幅に変えました。そういう面で、これは改善のための努力をしていくということで、私自身としては、昨日のお話もありましたように、監査人側の意識はかなり高まっているのではないかなどというふうに思つております。

といいますのは、これは先ほどウエークアップコールと申しましたけれども、同じようなことが起こつて自分の事務所が解散に追い込まれる、あるいは信用を失墜すると。こういうことは、一度大きなことがあるとなかなか信頼回復に物すごい時間が掛かってしまう。そういう面では、これは各事務所、真剣な努力をしていくというふうに私は理解しております。

以上でございます。

にたしか縦切りというふうにお聞きしているんですが、今度はちょっと話をそちらの方に向かいたいのですが。

たしか、上場企業の会計監査を行つてゐる法人は二百七十というふうに伺つてます。私は五月の初旬段階に、もう既に登録を辞退したいと言つてきている法人が三十あるというふうに聞いているんですけど、現段階でどんな登録状況になつてゐるのか教えていただきたいと思うんですが。

○参考人(藤沼圭起君) 六月十三日現在で登録事務所は百三十になつております。四月現在で上場会社の監査を担当してゐる事務所は三百七十八あるわけですねども、七月十五日まで、今の段階で百六十、それと事務所として解除届を出した事務所が五十六事務所。これは昨日のお話にありましたように、中央青山の業務停止のときに一時会計監査人ということになつてゐた事務所がありますので、これはある程度予想の範囲内といふところがありまして、まだ登録申請をしていない事務所に確認をしておりまして、大体二百事務所が登録申請するというふうに考えております。

以上です。

○峰崎直樹君 そうすると、約二百ぐらいは行きそうだと。七十から八十近い監査法人が上場企業の監査から外れてしまう。そうすると、これは会計士の数からしたらどのくらいの数なんでしょうか。これは分かりますですか。

○参考人(藤沼圭起君) 事務所数としては五六六、まあ八十ぐらいの数が最終的にあると思うんですけれども、個人の事務所がかなり多いということで、ですから的には、会計士の数的にはそんな大きな数にならないと。また、これらの事務所は、企業数としても一社とか二社というようなところが大体でございますので、そんな大きな数の企業が影響を受けるということではないと思ひます。

○峰崎直樹君 分かりました。

そこで、みすゞ監査法人が事実上解散をすると、こうなつてゐるんですが、このいわゆる一千四百

人近く公認会計士あるいは事務所の職員がおられたと思うんですが、この中で、私が知り得ている限りでは、その他、つまり、一番多いのがたしかに新日本監査法人だと、その次がトーマツだったでしょか、いや、その次はあざさだつたでしょか、トーマツそれからあらたとか、こういうふうに移転先がずっと出ておりまして、その他といふところに、三百六十名近くの人たちがその他になつてゐるんですよ。

このその他というのは、監査法人を辞めて、そしてコンサルタント業務とかそういうところに行かれる方が多いというふうに聞いているんです。が、これら辺の、のみすず監査法人が解散をするときに、また、今公認会計士監査事務所登録制度を導入して、相当やはりもう企業の会計監査はやりたくないという方々が熟練したその会計士の中で増えてきているんじゃないのかと、熟達した非常に優秀な監査法人であればあるほど、そういう傾向が非常に強くなつてきてるんじやないかという声を聞くんですが、そこら辺は公認会計士協会、どういうふうにごらんになつていますでしょうか。

○参考人(藤沼亞起君) 確かに、今監査の現場はかなり業務量が増えておりまして、みんな疲弊をしてることは事実でございます。

この中央さんの先生のおっしゃった数というのは、私どもも分析をしているわけではありませんけれども、今ある人たちの中でも、最終的にこういう形で新日本、トーマツ、あざさ等に最終的に決断して、私ども、実はもっと多くの人がどこか監査以外の業務に行くのではないかと心配していたわけです。結果を見てみると、私どもの把握している数字で約二百六十ぐらいなわけですけれども、今、その人たちが監査法人等に勤めないで別の道を探そと。

これは正式なデータがあるわけではなくて、み

ずさんの担当の方いろいろと議論をして聞い

ている話ですけれども、この人は必ずしもい

わゆる、監査とは多分離れるけれども、一般的に

自分で事務所を建てようという方が結構多いんですね。税務事務所の場合もあるだろうし、コンサル事務所もあるかも分からぬ、まあこれは多分内部統制みたいなものだと。あるいはまだ決めたうで、仲間の人たちがつくる事務所に合同しようかというような人たちもいるということでお、最終的な人たちで全く別の分野に行くというのには、それこそ今言つた数字の多分一割ぐらいではないで、仲間の人たちがつくる事務所に合同で、仲間の人たちがつくる事務所に合同で、最終的な人たちで全く別の分野に行くというのには、それこそ今言つた数字の多分一割ぐらいなという感じがしております。ですから、そういう面で意外とこの方たちは最後まで残つた人たちですで、どちらかというと、何とありますか、決意の固かつた人たちですので、余り動搖がそんなに大きくなかったのかなと。

むしろ、昨年の業務停止を受けた段階からその後今まで至る段階で、ある程度その会社を辞めた方たちが、多分そのうち幾らかが会社に入ったたりコンサルタント業務に入つたりと、そういう形になつてゐるのではないかなどうふうに思つてます。

以上です。

○峰崎直樹君 いや、会長から、それほどほかに逃げているわけじゃないんだよと聞いて、多少安心したところはあるんですけど。

たしか来年の四月からですね、金融商品取引法に基づいて内部統制報告書制度とか、それから会

計監査をするに当つて四半期監査とか、四半期

ごとに本当に監査しなきやいけないのかなと、私

個人は株も何も持つていませんのでそういう意識

を持ちますが、しかし、そういうふうにすべきだ

とということですけれども、出でくるわけですねけれども、やっぱり足りないんじや

ないかと思うんですね。今、公認会計士の数が一

万七千人ぐらいでしようか。これを五万人体制に

持つていくと

いうふうに言われたんですねけれども、金

融担当大臣、このやつぱり人材不足というの

後でまた監査難民とか報酬の問題なんかも含めて

お話ししたいと思うんですけど。私はやつぱり、公

弁護士やそのほかの職業専門家の質がまだ低

いというように指摘をされておりまして、そうし

事さんが一橋大学を受けるときに、なぜその一橋を受けたのかというときに、いや、公認会計士になろうなんて思ったんじやなくて、別の方なうと思って行つたんですけれども、これは駄目なつたら稼げるぞと、こういう話だったというのでは、受けたんだそうで、私は別に公認会計士になろうなんて思ったんじやなくて、別の方なうと思って行つたんですけれども、これは駄目なつたんですけれども、いずれにしろそういうのは、それこそ今言つた数字の多分一割ぐらいなという感じがしております。だから、前回の会計士法の改正で試験制度でございまして、それがどのような形で受験者及び合格者数に反映されてくるか、これ、毎年その状況を見ながら改善していくなくてはいけないといふふうに思つております。

それで、四半期なんぞでござりますけれども、四半期は、金融業を除いては半期の監査、中間財務諸表監査がなくなりますので、そういう面では、四半期という面では多分バランスが取れるのかなといふふうに思つております。

ただ、内部統制については、これは来年の四月以降から内部統制の経営者による評価、それと監査ということがスタートするわけですから、も、これについては工数的にはかなり大きな作業になるだろうなということで、これはきちっとして準備していかなくてはならないといふふうに思つております。

それで、ただ、この内部統制につきましては、日本の内部統制の評価と監査の実施基準につきましては、これは金融庁から発表が今年あつたわけですけれども、むしろまず会社側の経営者の内部統制評価ということがまず第一にやらないでいいといふふうに、しかしチャンスを増やして、また試験で各科目ごとに合格するというよーな、そういう工夫もいたしております。

そういうことをいたしましても、アメリカにおける三十三万人という数、そして、金融スタディグループに海外に負けない日本市場というものを勉強していただきましても、会計士のみならず、弁護士やそのほかの職業専門家の質がまだ低た意味で今後更に工夫、検討を凝らさなきやならぬ分野だらうと、いうふうに思つております。

○参考人(藤沼亞起君) 会計士の数が不足してます。これは、多分そうだと、いうふうに思つております。

○峰崎直樹君 公認会計士協会の会長さん、今の点、いかがございましょう。

に思っております。

○峰崎直樹君 内部統制のところは、今日、少し時間がもうありませんので先に進みたいと思いま

すが。

いずれにせよ、ずっと公認会計士法、様々なこ

とを考えて、人材がやはり足りないなど。やつぱりそこにある人材が非常に足りないんじやないか

などいうことが一番何か私感じ、また、その人材がますますこれから足りなくなつていく心配があ

るんじゃないかなと思っているのが、実は報酬なんですよ。

これは、先日来、もう何回も議論しているところなんですが、お手元に証取法監査の実施状況ということで、ナンバーワンは単体、ナンバーワン

が連結だと思います。

そこで、単体で十億円未満、一番安いところで、平均すると約四百万円、その掛かった時間数が三

百十八時間、五・六人工と。ずっとこれ下の方に一兆円以上の大企業これは連結でございますが、

八千四百七十三万一千円が平均で、掛けた人数

が三十三・一人、そして六千三百八十時間と。これ

平均のところを時間当たりで割つてみると、大体

時間当たり一万二千円から一万三千円なんですよ、平均すると、ほか。ちょっと若干のぶれがあり

ります。

大体、公認会計士の時間というのは年間一千五百

百時間やればいい方ですよね。そうすると、大体一千八百万円。そうすると、人件費でもらえるのは大体三分の一、残りが事務所費で三分の一、最後に三分の一が代表委員の利益として還元される

と。大体三分の一、三分の一、三分の一だとい

ふうに、ちょっと聞きかじりで私分からないんで

すが、後で教えてほしいんですが、大体そんなも

のだとおっしゃっていますけれども。これ六百万

だったら、大学出て公認会計士の試験を、あの難

しい試験を受けて一生懸命やつて、そして鬼より怖い処分が待つてあるわけですね。アメリカは

どう厳しいかもしませんが、公認会計士審査会だ、もう次々に処分が連発されるような時代

になつてくると、こんな安月給でこんな危険度極

まりないハイリスクのローリターンというのはあり得ないんじゃないのかなと、こう私は思うわ

ですね。

そういう意味で、この点、この間から、いわゆる会社側に報酬を決めさせていくと、いうのはいかがなものかと。特に、監査役の取つてある会社で

あれば監査役が決めて、そこでいいじゃないかと、いうことで、法務省の方は、いや監査役というのは執行部を監査しなきゃいけない、それを業務を

入つてもらうというのはいかがなものかというよう話で、同意までだと、こういうことでいろいろ出ているんですけれども。

そこで、私たちは公開会社法という形で、そこ

はもう公開会社の場合はそういうふうにしたらどうだというふうに、ちょっとやや戻りというか、

会社法改正待つていられないというふうに思つた

ちよつと意見聞きたいんですねけれども。

もう一つ。私はかねてから、今、働く労働者の皆さんが一番問題になつてるのは最低賃金

と、最賃制。時間当たり千円にすべきだと、平均、

我が民主党は言つてゐるんすけれども、まあ与

党さんはそんな高いもの払えないなんて言つてい

るんですけども、世界見渡してみてこんなに最

低賃金が安い国ないですから。

そこで、公認会計士の皆さん方も、時間当たり賃金は一万二千円というのはちょっとこれは私、

安過ぎるなと。最低でも時間当たりは一万五千円

にしましよう。そして、それ以上はクライアント

報酬制度をつくつたらどうだということについて

は、これはまあ私は余り賛成ではないと。賛成で

はないといいますのは、日本的な風土では最低に

収れんしていくというような、そういうようなと

ころもありますし、やはりこれは今みたいな状況

で比較的企業も監査環境が変わつてきたというふ

うに理解が増えてきておりますので、これはやつぱり正攻法できちっと会社と交渉して決めるべき

とき。ただときでありますけれども、決算の数字を議論す

る相手と監査報酬を議論するというのにおかしい

こと。ですから、やはり会社のガバナンスを強化し

ところで十万円というのがありますよ、これ。こん

なので監査しろと言つたらそれこそ、いや、監査しましたと言つて、何にもしないで監査しました

と判を押すだけですね。通常、めくら判という

ふうに今は一般的には言うのかもしませんが、

こんなひどいやつだつたらだれもそれはまとも

がなものかと。特に、監査役の取つてある会社で

あれば監査役が決めて、そこでいいじゃないかと、いうことで、法務省の方は、いや監査役というの

は監査しなきゃいけない、それを業務を

入つてもらうというのはいかがなものかというよ

うな話で、同意までだと、こういうことでいろいろ出しているんですけれども。

そこで、私たちは公開会社法という形で、そこ

はもう公開会社の場合はそういうふうにしたらどうだというふうに、ちょっとやや戻りというか、

会社法改正待つていられないというふうに思つた

ちよつと意見聞きたいんですねけれども。

もう一つ。私はかねてから、今、働く労働者の皆さんが一番問題になつてるのは最低賃金

と、最賃制。時間当たり千円にすべきだと、平均、

我が民主党は言つてゐるんすけれども、まあ与

党さんはそんな高いもの払えないなんて言つてい

るんですけども、世界見渡してみてこんなに最

低賃金が安い国ないですから。

そこで、公認会計士の皆さん方も、時間当たり賃金は一万二千円というのは私、

安過ぎるなと。最低でも時間当たりは一万五千円

にしましよう。そして、それ以上はクライアント

報酬制度をつくつたらどうだということについて

は、これはまあ私は余り賛成ではないと。賛成で

はないといいますのは、日本的な風土では最低に

収れんしていくというような、そういうようなと

ころもありますし、やはりこれは今みたいな状況

で比較的企業も監査環境が変わつてきたというふ

うに理解が増えてきておりますので、これはやつぱり正攻法できちっと会社と交渉して決めるべき

とき。ただときでありますけれども、決算の数字を議論す

ていただいて、本当に株主その他のステークホル

ダーのために執行部を監督する監査役会とか監査委員会とかそういうところが監査人と監査報酬の決定をすべきではないかと、こういうふうに思つております。

ですから、私は、やはり監査報酬は上げるべきだと思いますし、これは時間と金額の両面で上げるべきだというふうに思つております。

○峰崎直樹君 何か、最低を設けたらそこに收れ

んじやうというのもちょっと寂しいなと思

うんですが。最低賃金制というのはやっぱり最低なんですよ、やっぱり私は是非取り入れられたらい

いんですけども、ちよつと時間があります

それはやはり私は是非取り入れられたらい

いんですけども、ちよつと時間があります

ません、もう五分しかなくなつちゃつたので。

法務省、監査役というのは何をするんですか。

簡単でいいです。

○政府参考人(藤沼赳君) 取締役の職務の執行を監査する職務だと思っております。

○峰崎直樹君 世間で監査役になつたときに、あ

あ、私は監査役になつたんだというときに大抵任

命されるのは、その取り締まるべき会社の社長さ

んとかCEOとかそういう方々から任命されて、

ああ、もうおれは閑散とした役なんだと、こうい

う状況であるという分析結果が出ているわけです

けれども。

そういう面で、監査報酬が安いから、では最低

報酬制度をつくつたらどうだということについて

は、これはまあ私は余り賛成ではないと。賛成で

はないといいますのは、日本的な風土では最低に

収れんしていくというような、そういうようなと

ころもありますし、やはりこれは今みたいな状況

で比較的企業も監査環境が変わつてきたというふ

うに理解が増えてきておりますので、これはやつぱり正攻法できちっと会社と交渉して決めるべき

とき。ただときでありますけれども、決算の数字を議論す

る相手と監査報酬を議論するというのにおかしい

こと。ですから、やはり会社のガバナンスを強化し

そこで、金融担当大臣、私、いろんな白書があるんだけれども、日本の企業のコーポレートガバナンスに関する白書を、公開株式会社だけでも結構ですから、これは一回、毎年まとめられたらどうでしょうか。

是非、つまり、そういうガバナンスが効いているのか効いてないのかということを、いつもコーポレートガバナンスが重要なんだ、重要なんだと言っているんですけれども、現状どうなっているんだと、それがどう進んでいるんだというようなことを、是非白書のような形で金融庁が率先して、この世界はもう、公開株式会社に関してはもう我々がしっかりと、きちんと見ていきますよという意味で白書を作られたらどうかなというふうに思っていますが、どうでしょう。

○国務大臣(山本有二君) 上場会社におきまして、投資家保護等の観点から、一般の会社と比べて、より高次のコーポレートガバナンスが求められているところは御指摘のとおりでござります。この観点から、金融庁として、平成十六年三月期以降、上場会社に対しまして、有価証券報告書等の開示書類の中でコーポレートガバナンスの状況の開示を求めております。また、東京証券取引所におきましては、上場会社に対しまして、昨年六月から、コーポレートガバナンスに関する報告書の提出を求めて、公衆の総覽に供しているほか、各社の取組状況等を、東証上場会社コードレート・ガバナンス白書二〇〇七というような形で取りまとめて公表されておられます。

こういう取組を通じまして、上場会社のコーポレートガバナンスの状況につきましては相応の情報蓄積が進んでいると考えております。

御指摘の、金融庁が新しい施策として白書を独自に出したらといふようなアイデアは一つでございますが、諸般いろいろ他の、東証やそのほか公認会計士協会等の皆さんとの御努力を見守りながら今後考えていくべきことであろうというように思つております。

いざれにいたしましても、金融庁といたしまし

ては、投資家保護を大きな使命の一つとする市場行政を所掌する立場から、上場会社のコーポレートガバナンスの状況について注視してまいりたいと存じております。

○峰崎直樹君 もう時間もあつという間に一時間超えてしまいまして、私の持ち時間なくなりましたけれども、最後に近い質問になるんですが、監査難民が大量に出てくるんじゃないかと、こういふふうに言われております。

実は、監査難民、今までは、安いけども、安い報酬しかもらえないけどもないよりもまだという

ことで、もうほとんど、粉飾であろうと何であろうとにかくまあ押してきたという、ちょっと表現よろしくないんですけども。でも、どう見ても、会社四季報とかそういうの見ると、この間赤字がずっと続いている会社の例を出してお話をしました日本航空の話もさせていただきましたけども、どう見てもこの会社は、何というか、上場維持をずっと継続できるのかなと、ゴーイングコンサーンの観点からしたら問題があるようなところも実は上場企業の中にあるわけですね、調べてみると。

無配だ、欠損だ、あるいはこの企業はちょっと何だか問題ありそうだなと、やみの世界とのつながりあるんじゃないかなと。

そういうところは、今まで、そうはいつても、さつきも言つたように、それでもやらないよりもしだというこでやられてたのかもしれない。時間もそんなに掛けてないのかもしれない。だから、粉飾も多かったのかもしれません。でも、今度はそうはいかないぞと。こうなつてくると、公認会計士や監査法人も、これは大変だと、やっぱりよく見なきやいけないなということで、そうやってはじいていくと出てくると思うんですね。

そういう意味で、監査難民がこれから出てくることが予想されるんですけども、金融担当大臣と、公認会計士協会の会長の立場から見て、この監査難民について、これから出てくるとした場合にどう対応されようとするのか。

私は、放置して、市場原理に任して、そこまでできる事務所のリストを作る。何社かについては

ずいところはまずいということでやつた方がいいのかなと、こう思つたりもします。もちろん、監査の体制が非常に、先ほど言つたように人が足りない、いろんなことで問題たくさん持つてゐるで、きちんとやんなきやいけないと思うんですけど、、そういう監査難民のところだけ御意見を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(山本有二君) 金融資本市場の信頼性確保のためには、企業財務情報の適正な開示が行わることが重要でございます。各企業におきましては、監査法人による監査を経て適切なガバナンス体制等企業財務情報を適正に開示していくことが求められております。

監査法人との監査契約というのは民民の自由契約でございます。そのときにおいてうまく契約できない人たちがいわゆる監査難民となるわけでございます。こうしたことは、適正な開示に向けて真摯に取り組んでいる企業等が監査法人による監査を受けられないといった事態になるわけでございません。

監査を受けられないといふうに思つては、上場企業の中にあるわけですね、調べてみると。金

融庁といたしましては、そつた事態が生ずることのないよう、まずは日本公認会計士協会を中心とする関係者が適切に対応することを希望するところでございますが、今、正に会計監査法人あるいは公認会計士の皆さんの過渡期でございまして、こういうような監査難民という大変困難な局面でございますが、これに真摯に対処することによりまして、実効ある金融市場の信頼性が確保できるものというように努力をしてみたいというふうに思つております。

○参考人(藤沼圭起君) 監査難民のことにつきましては、公認会計士の立場から見て、この監査難民について、これから出てくるとした場合にどう対応されようとするのか。

西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。副大臣には急遽お願ひいたしまして、誠にありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

○参考人(藤沼圭起君) ありがとうございました。○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。副大臣には急遽お願ひいたしまして、誠にありがとうございました。なるべく、事前のレクは多分受けおられないかと思いますので、大きな話、もしお答えできるところはお答えいただきたいと思います。

まず最初に、監査人の独立性と地位の強化とい

会社を紹介いたしました。

先生のおっしゃるとおりに、会社の中には、監査意見が違うから意見を合意するような監査事務所を紹介してほしいとか、そういうような会社もあることは事実でございます。

そういう面で、やはり上場会社については、市場の退出ルールを明確にしようということではありませんのを今議論されているというふうに聞いておりますし、そういうような会社につきましては、上場会社にふさわしくない企業については、いずれにしても市場のルールで市場から撤退していくと、それも市場のルールで市場から撤退していくと、そういうような明確なルールができますが、監査人がいるとかいなきかという問題ではなしに自動的に撤退していくのではないかというふうに思つてます。以上でございます。

○峰崎直樹君 ありがとうございました。終わりせん。

○参考人(藤沼圭起君) ありがとうございました。○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。副大臣には急遽お願ひいたしまして、誠にありがとうございました。なるべく、事前のレクは多分受けおられないかと思いますので、大きな話、もしお答えできるところはお答えいただきたいと思います。

まず最初に、監査人の独立性と地位の強化ということについてお聞きしたいと思っております。ライブドア事件における公認会計士の証言を報道ベースで見ますと、特定の事実があつて不適正にせざるを得ないと、こう思つたけれども、会社から訴えられたらどうしようと思つてのんなどと、こういう公認会計士の法廷での証言があるということを見ました。

この企業実務において不正会計を防止する役割

を果たしているのが正に公認会計士であり、また監査法人なわけでございますけれども、よく言われるよう、その監査をする公認会計士等を選ぶのは事実上監査される側の企業であると。いろんな例えがござりますけれども、猫にかつおぶしの番をさせているという、インセンティブのねじれと言われる問題が何度もこの委員会でも指摘をされました。

まず最初にお聞きしたいと思ひますけれども、今回の改正案の第1条の二に新たに付け加えられました「独立した立場において」という文言がございます。今申し上げましたような監査人の独立性、また地位の強化ということ、これがその職責規定の「独立した立場において」というところに改定によりまして、今具体的にライブドア事件における公認会計士の証言を紹介させていただきましたけれども、こうした監査業務を担う公認会計士の立場が弱いという問題点、これがどういう形で克服をされていくのか、またこの「独立した立場において」というのは、そういう強化をする、地位の強化の効果をあらしめる環境づくりにどういう役に立っていくのか、こういうことについてまずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、監査人の独立性と地位の強化を図つていくことは我が国の資本市場の信頼性を確保していく上で大変重要なことと考えております。今回の公認会計士法の改正は、基本的にはこの考え方に基づいて作成しているわけでございまして、今御指摘ありましたように、監査人の独立性と地位の強化といふところにおいては、今御指摘のよつてな職責規定、これを精神的にも含むのみならず実際にもローテーションルールの強化、あるいは就職制限の範囲、そこについての独立性の強化、あるいは不正、違法行為発見時の申出制度、こういった形によりまして様々な手段を講じておるわけでございます。

これまでいろいろ監査人につきましては、会計

基準のみならず、あるいは監査基準、あるいは内部統制といった広範な観点から制度改革を進めてきているところでございまして、こういった制度と相まって、また精神的な面と相まって、監査人の独立性がますます図られていくことを私どもも強く期待しているところでございます。

○西田実仁君 そういう具体的なことが今回の改正案に盛り込まれているわけですから、違反が発覚した場合、経営陣の刑事責任という形でそれを補う方法もあるんだろうというふうに思つんですね。金融商品取引法におきまして、こうした不正会計行為に関与した経営陣への最高懲役といふのが盛り込まれただと思ひますけれども、こういふ経営陣側の刑事責任、これをどういう形で強化をして、あわせて、今御指摘いただいたような今回での法改正における監査人の独立性と地位の強化、それをより補強する意味で経営陣側にはどのようないかしらんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 広い意味での監査制度の改善につきましては、今回の法案のみならず、三年前の公認会計士法の改正、さらに昨年の金融商品取引法の改正、こういったところで進めできているところでございます。

特に、昨年の金融商品取引法におきましては、経営者サイドにおきましてもこの適正な会計のための様々な方策等をお願いしたところでございました。御指摘の罰則規定の見直しでござりますけれども、これにつきましては、不公正取引、これまで懲役五年以下でありましたものを、例えば不公正取引あるいはインサイダー取引等は十年以下にすます。経済犯につきまして十年というのは商法にあります。経済犯につきまして十年というのでは商法に一部前例がございましたが、これは大変、この責任が交代した場合については開示制度が存在いたしました。

あわせまして、昨年の金融商品取引法におきましては、内部統制制度でござりますとか、あるいは

この点、昨年十二月に取りまとめました金融審議会公認会計士制度部会の報告では、一点目、融審議会公認会計士制度部会の報告では、一点目、証券取引所の適時開示において、監査人の交代があつた旨に加えて交代の理由についても十分な開示を求めるなど、二点目、証券取引法上の臨時報告書等においても適切な開示を求めるなどの方策が提言されているところでございます。

今後、証券取引所等と連携いたしましてこの検討を進めてまいりたいと考えております。

○西田実仁君 今証券取引所の規則において監査人交代の理由を開示するようになつてあるというう、そういう御答弁がございました。

しかし、例えば、その理由が不明瞭である場合どうするのかと。理由は一応書いてあるけれども、なぜそういう交代になつたのかという理由についての情報開示が必要とされると思つたけれども、なぜそういう交代がなされたのかという理由についての情報開示が必要とされると思つたのかと。それは情報の提供ということではなくて、より投資家保護あるいは情報の提供ということでは丁寧に、詳細にすべきだというふうに思つんすけれども、いかがでござりますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 交代の理由、その理由がきちんと正確に伝わるような方策につきましては、上場会社は監査人の異動の事実等について直ちに開示しなければならないこととされています。上場会社は監査人の異動の事実等について直ちに開示しなければならないこととされています。上場会社は監査人が交代した場合に有価証券報告書において当該交代があつた旨の開示をしなければならないこととされています。上場会社は監査人が交代した場合には開示制度が存在いたしました。

○西田実仁君 加えて、上場していない会社の場合は交代の理由の情報開示はどういうふうになるんでしょう。

○政府参考人(三國谷勝範君) 上場していない会社であつても開示会社がございます。こういったところにつきましては、臨時報告書等においての開示を検討してまいりたいと考えております。

○西田実仁君 調査室の方でいただいた資料を見ますと、この監査人の交代についての諸外国の対応と比較してみると、例えばアメリカなどでは、上場会社のケースですけれども、監査人が交代し

第五部 財政金融委員会会議録第十八号 平成十九年六月十五日 【参議院】

は四半期報告書制度、あるいは経営者の確認、こういった施策も盛り込んでいるわけでございま

す。こういった経営者側の会計あるいは信頼され

る財務諸表への取組と今回の公認会計士法におき

ます監査サイドの取組、相まって日本の財務諸表、

ひいては資本市場の信頼につながることを期待し

ているところでございます。

○西田実仁君 これは監査人の地位の強化という形でそれが発覚した場合、経営陣の刑事责任でそれを補う方法もあるんだろうというふうに思つんですね。金融商品取引法におきまして、こうした不正会計行為に関与した経営陣への最高懲役といふのが盛り込まれただと思ひますけれども、こういふ経営陣側の刑事责任、これをどういう形で強化をします。監査人が交代した場合があると思つんすね。監査人が交代した場合があると思うんですね。監査人が交代した場合の理由の開示ということについてお聞きしたいと思います。

○西田実仁君 これは監査人の地位の強化という形でそれが発覚した場合、経営陣の刑事责任でそれを補う方法もあるんだろうというふうに思つんですね。金融商品取引法におきまして、こうした不正会計行為に関与した経営陣への最高懲役といふのが盛り込まれただと思ひますけれども、こういふ経営陣側の刑事责任、これをどういう形で強化をします。監査人が交代した場合があると思つんすね。監査人が交代した場合の理由の開示ということについてお聞きしたいと思います。

○西田実仁君 最近、いわゆる粉飾ではないかと疑われるケー

スがある場合、そういう場合ほど監査人がかなり交代されているというケースも散見されるわけでございます。

○西田実仁君 企業側には監査人が交代したことについての情報開示が必要とされると思つたけれども、なぜそういう交代になつたのかという理由

についての開示について、現時点、またこの改正案ではどういうふうになつているんでしょうか。

○西田実仁君 ○政府参考人(三國谷勝範君) は、法的な対応とともに、また取引所における適時開示、こういったもので総合的に対応しているところです。

○西田実仁君 まず、証券取引所の現行の適時開示規則における開示の対応とともに、また取引所における適時開示、こういったもので総合的に対応しているところです。

及びそれに対する監査人の意見を臨時報告書で開示すると、また委任状勧誘資料に記載し、株主に開示するという対応。あるいは、イギリスでも、会社は、解任の旨を会社登記所に通知をするといふことに加えて、監査人から預託された陳述書を原則、株主・債権者等に送付するか、裁判所に申し立てることが求められているというふうになつております。この監査人の交代ということについては、日本が一番そういう意味では何かこうあつさりしているというか、さらっとしているというふうに思いますので、今、局長からもいろいろ御答弁ございましたので、実務的にいろいろもうちよつと詰めていただきたいというふうに思ひます。

そして、加えて、監査による交代理由の開示ということでございますけれども、日本は監査人の開示義務はない。ただし、会計監査人は株主総会に出席し、解任についての意見を述べることができます。承知しておりますが、実際にはこうした事例というのは幾つぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(後藤博君) 今委員御指摘の、会計監査人が株主総会に出席して意見を述べることができるという規定は会社法に置かれている規定でございますが、申し訳ありませんが、私どもその具体的な事例の数については把握しておりません。

○西田実仁君 じゃ、後で教えていただければと思いますが。

問題は、日本の場合そういうできる規定になつてゐるのに対しても、アメリカあるいはイギリスとか、フランスもそうですけれども、基本的に意見陳述をするといふことが求められていると思うんですね。日本と欧米諸国とでは、そういう意味で、交代させた監査人の意見陳述ということについてできるといふに規定されている日本と、そもそもそれはやはり原則陳述をしなきゃいけないというアメリカやイギリスと随分違うんじやないかと思うわけでございますけれども、この点は

今後検討していく余地はあるんじゃないかと思ひます。

○政府参考人(後藤博君) 会計監査人からはできあつさりしているというか、さらっとしているというふうに思いますので、今、局長からもいろいろ御答弁ございましたので、実務的にいろいろもうちよつと詰めていただきたいというふうに思ひます。

○西田実仁君 もう一つ、今回の改正案の中です。

監査人が不正また違法行為を発見したときの対応についてでございます。

○西田実仁君 この不正、違法行為発見時の対応については、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正、違法行為を発見した場合であつて、監査役等に通知するなど被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んでもなお適切な措置がとられないと認められるときには、監査人は当局に申出をするということによる影響を及ぼすという場合のその重要な影響といふのは、具体的にはどういうことを想定されているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 様々な財務会計をめぐる事象等がある中で、具体的にどのようなものが重要かというのは、最終的には個別の事案によるという形にならうかと思います。

○西田実仁君 おきました不正、違法行為の是正が図られず、金融庁に意見の申出がなされた場合には、金融庁においては、企業財務情報の開示の適正性を確保する観点から、いろいろな申出事案の事案の内容に応じて、私どもなりにいろいろな監督あるいは行政手段というのがあるわけでございまして、その内容等に応じまして適切な対応を図つていくという、この基本にならうかと考えております。

○西田実仁君 そうすると、当局、金融庁としては、そうした事実かどうか、その不正、違法行為にいたしましても、本申出制度は、まずいすれにいたしましても、本申出制度は、まず第一に、会計監査人が対クライアントとの関係におきまして、その立場を充実強化する観点から、まずそのクライアントに対しましていろいろな是正を設ける一方で、それが駄目であれば当局の方に申し出ると、それを担保とすることによりまして監査人の独立性の強化を図つてはいるというものでございます。

○西田実仁君 具体的に決算の数値にこのぐらいの何%ぐらい影響を及ぼすとか、それによつて監査人の独立性の強化を図つてはいるというものでございます。

○西田実仁君 ななかか数値を具體的な形で何%とかというの、そういう形でお示しすることは困難なケースが多いかと思いま

す。

○政府参考人(三國谷勝範君) この会計事象上、重要な財務書類に影響を及ぼす事象というのは、量的な問題の場合もあれば、また場合によっては質的な問題である場合もあるかもしれません。そういうものを両方勘案しながら、やはりこの重要なという概念というのを定着させていくことが必要であろうかと思っております。

○西田実仁君 はできることになつております。

○政府参考人(三國谷勝範君) の解任あるいは不再任の議案について株主側から求めて会計監査人の意見を聞くと、こういうことはできることになつております。

○西田実仁君 もう一つ、今回の改正案の中です。

監査人が不正また違法行為を発見したときの対応についてでございます。

○西田実仁君 おきました不正、違法行為の是正が図られず、金融庁に意見の申出がなされた場合には、金融庁においては、企業財務情報の開示の適正性を確保する観点から、いろいろな申出事案の事案の内容に応じて、私どもなりにいろいろな監督あるいは行政手段というのがあるわけでございまして、その内容等に応じまして適切な対応を図つていくという、この基本にならうかと考えております。

○西田実仁君 そうすると、当局、金融庁として

は、そうした事実かどうか、その不正、違法行為にいたしましても、本申出制度は、まず

だといふに指摘された事柄について、当該会

社に対して何か通知をしたり指導をしたりする

ことがあります。その事案の内容に応じまして、例え

ば、一つは諸外国にもそういった例がないこと、もう一つは監査会社の規模等により外的的に報酬額を決めるこになりかねず、まあそれがか

えつて監査上のリスク等が監査報酬に反映されにくく結果になるのではないかといった問題点もあ

るわけでございます。

○西田実仁君 いすれにしても、この問題につきましては、十

分慎重な対応が必要と考えているところでござ

ります。

○政府参考人(後藤博君) これは監視委員会も含めてといふことにならうか

と思いますが、様々な情報が寄せられることもござります。その事案の内容に応じまして、例え

ば、一つは監査会社の規模等により外的的に報

酬額を決めるこになりかねず、まあそれがか

えつて監査上のリスク等が監査報酬に反映され

にくく結果になるのではないかといった問題点もあ

るわけでございます。

○西田実仁君 いすれにしても、この問題につきましては、十

分慎重な対応が必要と考えているところでござ

ります。

○政府参考人(後藤博君) 法務省はどんなお考えでしょ

うか。

○西田実仁君 監査報酬についてお聞きします。

○政府参考人(後藤博君) 法務省といたしまして

も、先ほど委員の御指摘のような考え方があつた

議会の部会で提案されたとすることについては承

知をしております。

法務省として、純粹に私法あるいは民事法という観点から申し上げますと、立法上の手当によってこのような制度をつくることも、あるいはまた関係者の合意によつて実現することも不可能なことではないとは思いますけれども、例えれば、ブールをする主体となる証券取引所等との固有財産との分別が可能かどうか、あるいは仮にブールした金銭等が不足した場合に、報酬請求権を有する監査人相互間の関係はどうなるのか等々の困難な問題が生じ得るものと思つております。

いずれにいたしましても、現段階においては、法務省としては、御指摘の考え方について関係当局における検討の状況を注視してまいりたいと考えております。

○西田仁三君 いろんなこのインセンティブのねじれをどう克服するのかということについては意見があろうと思いますので、鋭意御検討いただきたいと思いますが、この監査報酬の情報開示といふことについてお聞きしたいと思います。

これは、企業の抱えるリスクに応じた監査報酬の支払ということを、言わばマーケットメカニズムを働かしていくことだと思いますけれども、このリスクに応じて監査報酬も支払われにくくということをより徹底していく意味でも、今一部で行われていることは承知しておりますが、こうした監査報酬の情報開示ということについてもう少し充実していくべきではないかというふうに私は思つておりますが、この点いかがでございましょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 監査報酬の開示につきましても、今回、いろいろな調査等いたしました金融審議会公認会計士制度部会におきましていいろんな検討が行われたわけでございます。そこの中では、有価証券報告書等における被監査会社による監査報酬の開示については、現行制度上必ずしも明確に義務付けられていない、あるいは開示のベースが連結、単体など企業ごとに区々であり、比較可能性が乏しい等の問題が指摘されたところでございます。こういったことにつ

きまして、できるだけ開示のベースを統一していくとか、あるいはその企業における監査報酬の決定方針についても適切な開示を求めていくことが、適當ではないか、こういった意見が寄せられているところでございます。

この監査報酬の開示の点につきましては、また一方におきまして、またその根拠も含めまして種々検討しなくちゃいけないところではございますけれども、この問題につきましても引き続きいろんな角度から検討してまいりたいと考えております。

会が四大監査法人に対しまして検査を十七年十一月から十八年六月まで行いました。いずれの監査法人におきましても、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたことなどから、公認会計士法の規定に基づきまして昨年六月、金融府長官に対して業務改善指示を行うよう勧告いたしました。この勧告におきましては、議員御指摘の残高確認を含む監査業務の遂行、業務運営全般、監査業務に係る審査、組織的監査等に関する様々不十分な点が指摘されていたわけですがござります。

事件があつても、本当に問題を起こしているのは〇・三%ぐらいだというふうに言われるわけなんです。ですから、上場会社でいえば、四千社あればまあ十社ぐらい、十一社というぐらいに、大体不正会計とか粉飾とか不祥事とか起こすのはもう、一杯ありますけど、ごく一部なわけなんですよ。

こういう監査人に關しても、実はほとんど同じ人が、特定のある限られたごく少数の人がこういう問題を起こしているということからすると、それをきつかけにして、いろいろとインセンティブづけ

きまして、できるだけ開示のベースを統一してい
くとか、あるいはその企業における監査報酬の決
定方針についても適切な開示を求めていくことが
適当ではないか、こういった意見が寄せられてい
るところでございます。

この監査報酬の開示の点につきましては、また
一方におきまして、またその根拠も含めまして
種々検討しなくちやいけないところではございま
すけれども、この問題につきましても引き続い
る様々な角度から検討してまいりたいと考えてお
ります。

○西田寅仁君 大臣にも大変お忙しい中を戻つて
いただきまして、呼吸も整われたんじやないかと
思いますので、最初に大臣にお聞きしようと思つ
た問題、何度もお答えいただいていることでもあ
りますけれども、お聞きしたいと思います。

今回、昨年の六月ですか、四大監査法人がそろつ
て金融庁から業務改善指示を受けた。その勧告内
容についていろいろ議論がございました。その
一つというか、その多くが例えば銀行預金の残高
確認をしていないというような、大変、私も公認
会計士ではもちろんないので素人ですけど、素人
から見てもかなり初步的なものの指摘というのは
大変に多かつたよう思うんですね。

なぜこういうふうになつたのか。職業倫理とい
うことについては、公認会計士法ももちろんある
し、また、先ほどお見えになつておられた、協会
の会長さんも来られていましたけれども、公認会
計士協会としても大変によくやつておられると思
いますけれども、初步的というか、かなり基本的
なことが大手監査法人でも実は徹底されていない
ということが明らかになつたわけですね。

なぜこういうふうになつてしまふのか、なつて
きてしまつたのかということについて、大臣はどう
んなお考えをお持ちになり今回のこの改正という
ことに臨んでおられるのか、最初お聞きしようと思
つたことでござりますけれども、改めてお聞き
したいと思います。

会が四大監査法人に対しまして検査を十七年十月から十八年六月まで行いました。いずれの監査法人におきましても、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたことなどから、公認会計士法の規定に基づきまして昨年六月、金融厅長官に対して業務改善指示を行つたう勧告いたしました。この勧告におきましては、議員御指摘の残高確認を含む監査業務の遂行、業務運営全般、監査業務に係る審査、組織的監査等に関して様々不十分な点が指摘されていたわけでござります。

このようない問題点が認められた背景の一つといつしましては、公認会計士・監査審査会の設立によりまして、監査事務所による監査の品質管理が適切に実施されているかどうかの検査が監査事務所から独立した立場で初めて厳正に実施されたということがあらうかと考えておるところでございます。

金融厅といたしましては、公認会計士・監査審査会からの勧告を受けまして、四大監査法人に對し業務改善指示を行つたところでございますが各法人が同指示に基づく取組を着実に実施する上で監査の品質管理が改善し、我が国の会計監査に対する信頼向上につながることを期待しておるところでございます。

○西田実仁君 公認会計士・監査審査会という形に改組され、そうした客観的な立場で検査、監査したことによって明るみになつたという経緯だと思います。

よく、こういう話というのは、今回の改正案のきっかけにもなつてゐるんだと思つんすけれども、冷静に事實を見ると、じゃ監査法人すべてが駄目なのかな?というと、決してそういうことではないわけなんですよね。というか、むしろそういうわけなんですね。かなり特定の会計監査人、また会計士のグループが問題なんだよ。

よく言われるのは、〇・三%のルールというのがあつて、だれが言つたか余り学説とかといふことの厳密な話じやないんですけど、大体一つの

事件があつても、本当に問題を起こしているのは〇・三%ぐらいだと、いうふうに言われるわけなんですね。ですから、上場会社でいえば、四千社あればまあ十社ぐらい、十一社というぐらいに、大体不正会計とか粉飾とか不祥事とか起こすのはもう、一杯ありますけど、ごく一部なわけなんですね。

こういう監査人に關しても、実はほとんど同じ人が、特定のある限られたごく少数の人がこういう問題を起こしているということからすると、それをきつかけにして、いろいろとインセンティブのねじれとかいうのを先ほど來議論しましたけれども、みんなインセンティブのねじれの中で仕事をしているわけなんですよね。じゃ、みんながそういう悪いことしているのかと、構造上問題だからみんながこうした問題に走っているのかというと、決してそういうことでもないと。

何を言いたいかというと、こういうことをきっかけとして様々な改正というのがなされますけれども、しかし、問題を起こす人というのは改正されても問題起こすかもしれない。問題起こさないで、どういう矛盾の中でも何とか独立性を保つて頑張ろうという人たちとは、圧倒的多数の人が頑張っていると、こういうことではないかなというふうに、じや改正しなくていいのかというと決してそういうことは思いますが、この辺、大臣どうお考えになられますか。

○國務大臣(山本有二君) 一概にはなかなか言えらない点が多くううと思いますし、こうした言わばだらしない結果というのはいろんなものの重なり、重層的な原因によって引き起こされるものだろうというようにも思いますが、ただ、この中央事務所に変貌いたしました。恐らくこれは、いわゆる日本の上場企業の巨大化によるものに合わせてきたんだろうと。で、複雑化もしますし、国際化もします。そういう中で、監査を巨大化せざるを

得なかつた。しかも、合併という一つの方式によつて巨大化せざるを得ないという宿命を帯びた一つの日本の監査法人のありようではなかつたかといふように思ひます。

それとともに、企業がいわゆるテレビコマーシャルとか時代の風潮とかいうものに対しても、いわゆるブランド化というものを求めてまいります。そうすると、監査法人に対しましてもプランド化を要求していくことによりまして、寡占化を

世界的にするようになりました。とすると、寡占化をし、巨大化をするのですから、限られた監査法人、大きな四大法人に集約されてきて、その中に実は内部的な監査のノウハウの蓄積等が忘れられていたのではないか。特に、監査する、実査におけるいわゆる単純作業、ミクロ的なものに

対してウエートを掛け、監査の判断、決断、そ
ういったものに対するマクロ的なものの重視が
怠ってきておったのではないか。ひいては品質管
理部門におけるイノベーション、こういったも
のを忘れてきた監査法人の内部ではなかつたのか
というようなことを考えたところでござります。

○西田仁君 確かにそういう構造的な急成長を遂げていく中で、急拡大したがゆえの監査会社としての内部の内部統制自体がきちっとしていくなかったということは大変大きいと私も思うわけでございますが、職業人としての倫理ということについて、どう確立していくのかということについ

て次にお聞きしたいと思うんです。
もちろん、こうした問題を単純な心の問題といふうにすることは、安易にそういうことにしてはいけないというふうにも思いますが、構造そのものをどう変えていくのかということでの今回の法改正になつてきるわけです。とはいひながら

ら、やはり、との職業でもそうだと思いますけれども、こうした職業倫理ということについてきちんと早い段階からより具体的に教育をしていくことでも大事ではないかというふうに思います。

そこで、会計大学院のカリキュラムにおける職

業倫理教育”ということについて若干ホームページ等で詳細ではございませんけれども調べてみます

と 会計大学院において明示的に職業倫理という
カリキュラムを持っていいるところというのはござ
います。ござりますけれども、そう多くないんですね。
全部のカリキュラムを一つ一つ見たわけ
じゃございませんので、タイトルと中身とは違っ
ていることもあるかもしれませんから必ずしも断
定はできませんけれども、タイトルを見る限り、

職業倫理という科目が明確にあるところと全くないところと会計大学院でも様々でございまして、こうした会計大学院における職業倫理の教育ということについて、もう少し明示的にきちっと位置付けて行う必要があるんではないかというふうに思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 会計大学院という
大學行政の問題ということであれば私どもの発言
することにも制約があろうかとは思いますけれど
も、私ども、職業倫理というのはやはりいろいろ
な形でその意識を高揚していくことは大事なこと
であろうかと考えております。

今回の公認会計士法におきましても一条の、独立性の規定、それから一条の公認会計士の使命、これが基本的な考え方でございます。公認会計士協会につきましては倫理規則というのもござります。教育の方におきましてもそういう面が更に充実するとすれば、私どもとしてはこれは望むと

○西田実仁君 確かに大学院教育ですので所管ではないと思いますが、中身の話についてもうちよつとお聞きしますと、そうはいいながら、抽象的に、道徳のようにこれは大事だよとかいうような一般論での職業倫理教育ということでは余り期待もで

きないわけで、ある意味、いろいろと事件も、不祥事も起きて事例研究に事欠かないということだと思いますので、これまで起きてきたことをケースタディーできちつと会計大学院の中でも学んでいく、なぜこういうことになったのかというこ

とをきちつと学んでいくと、ねばならないという

ことではなくて、ケーススタディー方式での職業倫理教育ということも会計大学院では是非とも盛

り込むべきではないかというふうに思います。
もし何かお答えできれば、コメントを下さい。
〔委員長退席、理事峰崎直樹君着席〕
○政府参考人(三國谷勝範君) この問題につきま
して、私どもとして、公認会計士協会サイドにお
きます取組を御紹介させていただきたいと思いま
す。

公認会計士によります職業倫理を確保するため
に、今申し上げましたように、一つは公認会計士
協会による倫理規則が制定されております。それ
から、公認会計士登録を受けるための実務補習の
修了検査に職業倫理の科目が設けられておりま
す。これが二点目でございいます。三点目でござい

ですが、公認会計士登録を受けた後の継続的専門研修におきまして、一年に四単位の職業倫理に関する研修を受けるものとされております。

協会サイドではこういった取組をしているところでございますけれども、また教育の方でも更にそういうことが充実することは、繰り返しにな

○西田実仁君 次に、公認会計士・監査審査会につきましてお聞きしたいと思います。

今回の法改正の第四十九条の四のところに公認会計士・監査審査会における報告徴収及び立入検

査ということが新たに規定をされているわけであります。この審査会が直接監査事務所を検査するということはこれまで日本の場合はなかつたわけですがいまして、日本の場合はまずこの公認会計士協会が行っているレビューを第一段階においてその報告を審査会が受ける。それに基づいて監査

事務所の監査をチエックするという仕組みというふうに理解しております。これを間接方式といふうに言うのであれば、アメリカあるいはカナダ、イギリスなどは、直接監査事務所を検査するという直接方式を取つてゐる。

今回のこの法第四十九条の四というのは、これ

までの日本の間接方式から直接方式に変えていく
端緒となるのかどうかについて、いかがでござい

○政府参考人(三國谷勝範君) 公認会計士・監査
審査会の検査でござりますけれども、これは基本
的には、日本公認会計士協会がます自主的に行う
品質管理レビュー、それを前提といたしまして審
査会におきまして行つてあるものでございます。
ただ、現実問題を考えますと、この間接方式だ
ましやう。

けでは審査会がその機能を必ずしも十全に發揮できない場合があるということが、事例がございまして、一つは協会が行います品質管理レビューを受けていない場合がございます。これは例えば、新しく法人が設立された場合において協会の品質管理レビューを待っていたのでは時間的ないとま

がないといった場合もございます。それから、協会が行う品質管理レビューや協力することを拒否するような場合もございます。そういった場合に、公認会計士・監査審査会が直接個々の検査等を行なうことが可能としているものでございます。

したがいまして、これまでの方針を更に補うと

いう、そういった性格のものでござります。
○西田實仁君 そういう意味では、間接方式を変
えることではないということございました。
今おっしゃった、調査を拒否しているという
ケースが現実にどの程度あるのでしょうか。また、
今回の四十九条の四では、調査を受けていないと

いうのは新設法人の話でしたので理解しますが、調査を拒否している、そしてその他内閣府令で定めるというふうになつていまして、これが一体その中身は何を示しているのか。この調査を拒否しているという会社がどの程度、これまでにあり、また、その他内閣府令で定めるという、定めよう

○政府参考人(振角秀行君) 最初に私の方から、
過去において拒否した例ということござります
けれども、日本公認会計士協会に確認したところ、
たいと思います。

一件、過去あつたということです。

○政府参考人(三國谷勝範君) これまでの事例に照らしますと今申し上げたような一点、これで現状、大体対応できるのではないかと思つております。しかしながら、将来仮にこの類型で切り取れないようなことができるることも考えられるわけでございますが、内閣府令におきましては今申し上げました二点、これを再度列記することを考えておるところでございます。ほかに府令に盛り込むべきケースがあるか否かにつきましては、これはいろんな事象を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○西田実仁君 是非、間接方式という原則を貫いていくことであれば、そこは慎重に検討いただきたいというふうに思います。

その上で、この審査会の審査、検査の結果、何か問題がある、あるいは改善すべき点がある、こ

ういう場合にどうするのかとということについてちょっとお聞きしたいと思います。

アメリカの場合は、例えば問題があれば監査法人に指摘をすると。監査法人がこのP.C.A.O.B.が

満足する形で改善に着手すれば検査の内容は公表

をしないと、逆に言えば、満足しないことであれば公表をするということだと思います。そうした

制裁をもつて改善させるというルールがアメリカにはあると思いますけれども、日本の場合にはそ

うしたルールは必ずしもはつきりしていないのではないかというふうに思つております。

私が理解していることでより明確なことは、審

査会の審査、検査の結果すべて名前も含めて公

表するという、そういうルールなんでしょうか。

○政府参考人(振角秀行君) お答えさせていただ

きたいと思います。

日本の場合は、今お話をお聞きしていると、審

査会の審査、検査の結果すべて名前も含めて公

表するという、そういうルールなんでしょうか。

○政府参考人(振角秀行君) お答えさせていただ

きたいと思います。

基本的には、勧告に至った場合は個別の名称を

含めて公表するということをございまして、それ

以外の場合につきましては基本的に個別名称につ

いては公表しないと。ただ、その監査の品質向上

のために資するというふうに考えた場合は、個別

名称に言及することなく一般的にどういうところ

が問題かという点を公表させていただいていると

ころでございます。

○西田実仁君 そうすると、全般的に監査の質を

高めるということを審査会の方で、これは高める

んだから、個別名は公表しないけれども、何がど

に、法律によりますと、基本的に問題があれば金融庁に対して勧告するということは明確になつてあります。それ以外につきましては、我々としましては、まだ監査の品質が日本においては必ずしも十分じやないときまでござりますので、広く世の中に公表していくくと、いうことが非常に重要なと考へておるまして、この四大監査法人の勧告を行つたときに同時に、四大監査法人についてどのような状況であったかと、いうことについて報告をまとめました。四大監査法人以外の中小規模の監査法人につても、まだまだ改善すべき点がいろいろあるといつてもまだまだ改善すべき点がいろいろあるといふことにつきまして報告書をまとめまして、これは今年の三月でござりますけれども、公表させていただいたところでございます。

〔理事峰崎直樹君退席、委員長着席〕

○西田実仁君 そうすると、公表しないケースといふのはあるんですか。つまり、監査して、今四大監査法人の話もございましたけれども、今私が申し上げたアメリカの場合は、そういう名前も含めて公表するケースと公表しないケースというのがあるわけですね。

日本の場合は、今お話をお聞きしていると、審査会の審査、検査の結果すべて名前も含めて公表するという、そういうルールなんでしょうか。

○政府参考人(振角秀行君) お答えさせていただ

きたいと思います。

今、法律の下では、勧告した場合についてはさ

くちと書いてあるわけでござりますけれども、そ

れ以外については明確になつていないと、このこと

でござりますけれども、いずれにしても、検査の

個別の内容については、我々国家公務員としての

守秘義務がありますので、これはほかの検査でも

一緒にありますので、基本的には個別について

は公表しないということになつていると承知して

おります。

ただ、先ほど来申し上げているのは、その個別

の内容に言及することなく、四大監査法人あるい

はその中小規模という全体のグループで共通して

見られる点については、検査に入つてない法人

でも参考になるべき点が多くあると思ひますの

で、そういう観点から全体の監査の品質向上のた

めに公表させていただいているということでござ

ります。

○西田実仁君 残りの時間が迫つてきましたの

で、次の話題に移りたいと思いますけれども、内

部統制報告制度における監査人による監査とい

うことについてお聞きしたいと思います。

いろんな論点があろうと思いますけれども、い

わゆる日本版SOX法と中小企業の監査費用の負

担軽減ということについてお聞きしたいと思いま

す。

○政府参考人(振角秀行君) このSOX法自体は、決算書が正しく作成され

う足りないのかという改善すべき点は公表をする

ということですね。

しかし、その検査の内容を公表するかしないか

ということです。

そういう考え方もあると思いますけれども、

も、例えばこういうふうに改善をするということ

でなければ公表しない、しかし、改善をしないとい

うことであれば公表するというやり方も、アメリ

カなんかはそつだと思ひますけれども、そういう

何かルールが、何をもつて公表するのか公表しな

いのかと、いう線引きがやや不明瞭であるといふ

うに思うんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(振角秀行君) お答え申し上げたい

と思います。

今、法律の下では、勧告した場合についてはさ

くちと書いてあるわけでござりますけれども、そ

れ以外については明確になつていないと、このこと

でござりますけれども、いずれにしても、検査の

個別の内容については、我々国家公務員としての

守秘義務がありますので、これはほかの検査でも

一緒にありますので、基本的には個別について

は公表しないということになつていると承知して

おります。

ただ、先ほど来申し上げているのは、その個別

の内容に言及することなく、四大監査法人あるい

はその中小規模という全体のグループで共通して

見られる点については、検査に入つてない法人

でも参考になるべき点が多くあると思ひますの

で、そういう観点から全体の監査の品質向上のた

めに公表させていただいているということでござ

ります。

○政府参考人(振角秀行君) アメリカにおきま

しては、内部統制報告制度の実施に当たりまして

中小規模企業向けの評価指針の作成など、中小規

模企業向けに簡便な手続を容認する措置がとられ

ることは承知しているところでござります。

具体的には、トップダウン型のリスクアプローチでござりますとか、前年度の評価の活用でござります

とか、監査における他の専門家等の作業の利用と

いうことでござります。

第五部 財政金融委員会会議録第十八号 平成十九年六月十五日 [参議院]

一方、私ども、企業会計審議会が公表した基準等におきましては、こういったアメリカの例といふものは、むしろ先例としてあつたわけでございまして、内部統制報告制度の実施が企業における過大なコストを招くものとならないよう、そのアメリカの状況を検証しながら、大きく六点ほどの対策を講じておるところでございます。

一つは、トップダウン型のリスクアプローチにすると。二点目は、内部統制の不備の区分の簡素化。三点目は、ダイレクトレポートティング、これは直接報告と申しますか直接調査と申しますか、そういうものでございますが、それは採用しない。それから、内部統制監査と財務報告監査の一体的な実施、それから内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一體的作成、それから監査人と監査役、内部監査人との連携などの種々の工夫を図つておるわけでございます。

したがつて、私どもの方で、日本の場合には、中小規模に限らず、基本的にすべての上場企業にこのようなルールを適用するような形で策定しているところでございます。

○西田実仁君 日本の場合には、そうした形で企業の規模とかいうことで適用除外をつくるとかいふことではなくて、全般的にそういう莫大な費用が掛からないような配慮がなされているというところでございます。

今六つ御指摘いただいたものの一つに、監査業務と非監査業務の同時提供の禁止ということに対する適用除外の話があつたようになりますが、この監査業務と非監査業務の同時提供は禁止されてゐるわけでござりますけれども、この内部統制報告制度における監査ということについては、アメリカなどでは、監査している先に対しても別にコンサルティング業務とかをやつていると監査が甘くなるということでこの同時提供が禁止されているわけですけれども、その結果、監査人が内部統制について助言等をすることに過度に制約的に考えてしまふと。まずコンサルタントから指導を受けたから監査をする、あるいは別の監査事務所から

日本におきましてはこうしたことが回避される

と、こういう理解でよろしいんでしようか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のような点が過度に保守的な対応が取られることが多いよ

う、企業会計審議会が本年二月に公表いたしました

が実施基準におきまして、内部統制の構築の段階

においても、経営者等と必要に応じ意見交換を行

い、内部統制の構築等に係る作業や決定は、監査

人によってではなく、あくまで企業・経営者に

よつて行われるとの前提の下で、有効な内部統制

の構築等に向けて適切な指摘を行うことを妨げる

ものではないというのことを明らかにしておるこ

とでござります。

○西田実仁君 この内部統制報告書、先ほど申し

上げましたとおり、インセンティブのねじれのと

ころでちょっと申し上げたわけでございますけれ

ども、本当に制度、あるいはそれを報告をさせて

じやガバナンスが向上するのかと。なかなか、本

当に悪さを起こしているのはごく一部の不祥事を

起こしておる会社でございまして、そういう人の

ためにあらゆる人が、やたらコストだけ掛かつて

しまつて、本来の本業である企業活動そのものが

妨げられるというようなことがあつてはならない

と。こういうことを私は一方で大変に強く思つて

おりますので、今様々な、今回のいわゆる日本版

S O X 法につきましては、アメリカでの先行事例

をある意味で学んで、そうした弊害が起きないよ

うにして、効果あらしめるようにして、様々御検

討また御配慮をいただきたいというふうに思つて

おります。

ちょっとと早いんですけども、終わりたいと思

います。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門でございます。

今回の法案はなかなかよくできた法案だとい

うふうに思つておるところでございます。

○政府参考人(佐藤隆文君) 御指摘いただきまし

た受皿選定の基本的な考え方でござりますけれど

も、次の三つの点が重要であるというふうに考え

ております。

一つ目は、金融機関としての持続可能性とい

う四年前に大改正がございまして、随分あのとき

に議論したことを見出しますけれども、強いて

言うなら、あのときにもっと早く今回のような内

容を入れておけば、その後のいろんな事件が防げ

たのではないかということは申し上げたいと思って

ますし、個々いろいろ課題もあると思いますが、

もう既に相当重複して指摘されておりますので、

あえて重複して触れません。

そもそもこの公認会計士問題、私の記憶では、

この委員会的に言えば、最初はやっぱり足利銀行

の中央青山の問題で、あのときもさんざん議論し

ましたけれども、あれが発端のような気がいたし

ます。そういうこともあって、足利銀行問題との

絡みで監査法人の在り方、また関連して、足利銀

行の不良債権処理と現在問題になつているよう

なことについても質問をさせていただきたいとい

うふう思います。

まず、先に焦点になつておりますからお聞きし

ます。そういうこともあって、足利銀行問題との

絡みで監査法人の在り方、また関連して、足利銀

行の不良債権処理と現在問題になつているよう

なことについても質問をさせていただきたいとい

うふう思います。

三つ目は公的負担の極小化ということござい

ますし、受皿への移行に際して預金保険機構によ

る資金援助が実施されることがありますけれど

も、足利銀行の将来にわたる企業価値が適正に評

価されることにより、全体としての公的負担をで

きる限り小さくするという趣旨でございます。

こういった基本的な考え方に基づきまして、現

在、受皿選定作業が進行中でございます。御案内

のとおり、三段階で進めることにいたしております。

具体的には、第一段階といたしまして、受皿に

求める基本的な条件を提示して受皿候補を公募す

る、提出された応募書類を審査し、受皿候補の有

資格者を選定するということございます。第二

段階といたしまして、第一次審査を通過した受皿

候補に対し事業計画書の提出を要請し、提出され

た事業計画書を審査して受皿候補を絞り込むとい

う段階でございます。第二段階といたしましては、

第二次審査を通過した受皿候補に対し、足利銀行

の企業価値を適正に評価し、提出された譲受け条件等を

提出するよう要請し、提出された譲受け条件等を

審査して最終的な受皿を決定すると、こういう手

順でございます。

現在は、今の三つの段階のうち第二段階に入つておりますので、第一次審査を通過した受皿候補から本年三月三十日までに提出されておりますが、

うところでございます。

金融庁としては、足利銀行が引き続き栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を持続可能な形で發揮していけるかといった等の観点から事業計画書の詳細かつ深度ある審査を行つてまいりたいというふうに思つております。

○大門実紀史君 福田栃木県知事が山本大臣にお会いなさったんですかね、四月二十三日ですか。そのときに知事が、今、佐藤さんからありました選定の過程について一定の情報公開をしてほしいという希望が出されたように聞いておりますけれども、その辺はなかなか難しいんでしょうか。地元としては大変気にしているようですけれども、どこまで情報公開できるのかという点についてお答えいただけますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 情報公開の在り方につきましては、これにつきましても私どもの方で慎重に検討いたした結果、ただいま申し上げましたような三つの大きな基本的な考え方、また、それぞれの考え方の中身をもう少し御説明したよな内容、そういうものと、それから、今三つの段階のうち第何段階目にあるかといった、こういったことについては説明をさせていただく、公表をさせていただくということですけれども、それ以上のことにつきましては、様々な弊害が考えられるということで差し控えさせていただいているということです。

○大門実紀史君 いずれにせよ、あの破綻したときには地域経済がかなり被害を受けましたので、地元のそういう要望を踏まえて選定作業を進めてもらいたいと思います。

足利銀行が破綻したときに一時国有化の引き金を引いたのが中央青山だということで大問題になりました。そのときに中央青山の監査の妥当性が問われたわけですね。

具体的に言えば、債務超過とした〇三年三月の決算が資産超過というふうにした点とか、例の竹中大臣が一生懸命やつていましたけれども、繰延税金資産の計上を認める認めないと、いうところ

で、これが突如否認に転じたという点で、これが、後々足利銀行と中央青山との主張の違つといいますか係争にもなつた問題でございます。

金融庁は、〇五年一月二十五日に中央青山に対し戒告処分を行つておられます。その内容を

正の後、また、個別には別ですけれども、一般論として同じようなことが行われた場合どういう処分に変わるのか、具体的に教えてもらいたいのと、今回の改

ちよつと改めて教えてもらいたいのと、今回の改

○政府参考人(三國谷勝範君) 中央青山監査法人は、株式会社あしがんファイナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る平成十五年三月期決算及び平成十五年九月期中間決算の監査証明に関し、一つ、地方事務所に対する審査体制等の不備、一つ、監査証書作成等に係る業務管理体制の不備が認められ、監査法人の運営が著しく不当と認められるときには該当したことから、平成十七年一月二十五日付けで戒告処分を行つたところでござります。

今回の改正案をお認めいただいた場合に、本事案が新法下でのどのような処分となるかでございませんが、これは個別の事案に関する仮定の質問でございますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○大門実紀史君 いや、だから一般論で聞いていいんです。ちゃんと通告しておいたでしよう。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今回、その後でござりますが、例えは指示でござりますとか、あるいは業務改善命令等、今回そういった法案でお願いもしているわけでござりますけれども、ただ、個別の事案につきまして、別な制度の下でどのよ

うな処分が下されるかということにつきましては、恐縮でございますが、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○大門実紀史君 私、こだわりませんけど、言つてることは、こういう意見が違つて、なおかつ金融庁は、すべてじやありませんけど、意見の違

います。それぞれの御理解をお願いいたしたいと思います。

○大門実紀史君 昨日、レクで聞いたら、検討したことはあるというふうに聞いております。別に

それもこだわることないと思うんですけども、資料をお配りいたしましたけれども、足利銀行は、先ほど言いました上野百貨店跡地を売却しております。金融庁は、これどこに売却したか御存じでしようか。

○委員長(家西悟君) だれが答えますか。佐藤監督局長。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行の個別の取引でござりますので、私どもが直接言及すべき話ではないかとも思いますけれども、報道によりますと、

もかわらず、足利銀行のいろんな経営判断に相当関与いたしました。口を出しました。

これはもう明らかになつてることでございま

を今おっしゃつたわけですね。ところが、その中身は戒告処分じゃなくなるわけでしょう、今度の法改正だと。それを聞いていただけだから、そん

なこだわらないで答えてもらつていいんじゃないかと思いますけど。何も足銀のことを言つてゐるわけじゃないですから、同じようなことが起きた場合という意味ですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 同じようなことが起きた場合に、その場合でも言わば戒告というのを同じように適用されることがあり得るわけでござります。したがいまして、新しい制度の下で手

段が多様化した場合に、戒告も含めてそのうちのそれが適用されるかということにつきましては、仮定のお話になりますので、誠に恐縮でございま

すが、そこに断定的なことを申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

○大門実紀史君 じゃ、どう言えばいいかな。まあいいです、もう、全然意味が分かつていらっしゃらないみたいですから。

もう一つ聞きたいんですけど、公認会計士・監査審査会で、これは具体的な話でございますが、足利銀行にかかる中央青山について検討されたことはござりますか。

○政府参考人(振角秀行君) 私の方から答えさせていただきたいと思います。

○大門実紀史君 平成十五年の公認会計士法改正によりまして、これは平成十六年四月一日から施行でござりますが、監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止が導入された次第でござります。

○大門実紀史君 足銀に絡んで会計士法との関係でお聞きしたいのはもう以上でござります。

足銀は破綻した後、足銀破綻の後ですね、不良債権処理で地元では別のちょっと大きな問題が起きておりますので、そちらの方に話を移したいと思います。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行の個別の取引でござりますので、私どもが直接言及すべき話ではないかとも思いますけれども、報道によりますと、

大林組というところに譲渡されたということだと聞いております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行の個別の取引でござりますので、私どもが直接言及すべき話ではないかとも思いますけれども、報道によりますと、

大林組というところに譲渡されたということだと聞いております。

○大門実紀史君 ただ、足銀が決算とかいろんな

すけれども、上野百貨店という宇都宮のしにせのデパートがございますけれども、それに対する支

援の打切りのときには、中央青山の代表社員である公認会計士が足銀本店に上野百貨店を呼んで、かなり厳しく、もうおたくには相当融資をしたと、これで終わりだというのを監査法人の方が言つて、新聞報道で、新聞にも出ていますけど、自分

でおっしゃつていますけれども、今つぶしても、上野百貨店今つぶしても流通業のことだから弁明できるんだというようなことまでおっしゃつていて、新聞報道で、新聞にも出ていますけど、自分

でおっしゃつていますけれども、今つぶしても、公認会計士がこういう経営に関与していくということは、そもそもこの公認会計士法でどういう位置付けてありますか。

これはこれとしてちょっと分けて聞かないと思います。た変な答弁になるので申し上げますけれども、監査法人がこういう経営に関与していくということは、そもそもこの公認会計士法でどういう位置付けてありますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 平成十五年の公認会計士法改正によりまして、これは平成十六年四月一日から施行でござりますが、監査証明業務と

コンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止が導入された次第でござります。

○大門実紀史君 足銀に絡んで会計士法との関係でお聞きしたいのはもう以上でござります。

足銀は破綻した後、足銀破綻の後ですね、不良債権処理で地元では別のちょっと大きな問題が起きておりますので、そちらの方に話を移したいと思います。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行の個別の取引でござりますので、私どもが直接言及すべき話ではないかとも思いますけれども、報道によりますと、

大林組というところに譲渡されたということだと聞いております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行の個別の取引でござりますので、私どもが直接言及すべき話ではないかとも思いますけれども、報道によりますと、

大林組というところに譲渡されたということだと聞いております。

○大門実紀史君 ただ、足銀が決算とかいろんな

ものを、金融庁チエックなさるわけですから、報道で知ったというよりも、それ見えてれば名前出てきますよね。そういう点、じゃ初めて知ったんですか。報道というのはおかしいなと思ってお聞きするんですけども。当然、足銀からいろいろな報告があつて、今承知されたかどうかは別として、当然金融庁が知り得ることではないかと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 一般論といたしまして、足利銀行、御案内のとおり特別危機管理銀行ということで、言わばいわゆる国有銀行の位置付けでございますので、通常の銀行監督に比べればより詳細な報告等を受けているということは事実でございます。

ただし、その個別の銀行としての民民の取引について一つずつ詳細を聞いているという性格のものではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○大門実紀史君 お手元に配った写真と図がそなんですかれども、この資料の、上方の資料の左側が西地区といつて右側が中央地区という言い方するんですけども、要するに、右の方からちよつと言いますと、これは上野百貨店跡地を大林組が任意売却で〇三年の四月に取得をいたしました。これは中央地区の再開発になつたわけです。

これは第一種市街地再開発事業ということで、総事業費六十億円でございます。

左の方、西地区ですけれども、これは〇五年二月にこれも大林組が取得をいたしました、これは当初十六階のマンションを建てるということだったんですが、どういうわけか二十四階、八十二・五メートルのマンション、高層、宇都宮では一番の超高層マンションになるということになつております。

これはいろいろ経過が、もう細かいこと言いませんが、ありますて、去年の二月に宇都宮市の都市計画審議会で、このマンションを二十四階建設を可能にするために容積率を七〇〇%、三〇〇%から七〇〇%に引き上げるということで、容積率

の緩和を宇都宮市が決めております。こちらの左の方の事業規模は七十億円ということをございます。

これは、先ほど言いましたけれども、都市再開発事業ということで国の補助金が出ているということです。

これは、先ほど言いましたけれども、都市再開発事業といふことで国が補助金が出ているということですけれども、これはどういう名目で、幾らの補助金が出ているんでしょうか。

○政府参考人(和泉洋人君) お答え申し上げます。

まず、西地区でございますが、平成十九年度までの国費分配額は約三・八億円、現在の計画ですと、平成二十年度以降の要望額は十三・一億円と聞いております。また、中央地区につきましては、十九年度までの配分額は約十二・一億円、二十年度以降の要望額はないと聞いております。

ちなみに、再開発事業の補助対象でございますが、御案内のとおり、基本計画の策定等のソフト部分と、共同施設整備費とか駐車場の整備費とか公開空地の整備費等の、そういう共同的あるいは公益的な部分について補助をさせていただいております。

○大門実紀史君 その補助金というのは、再開発事業だつたら何を建てても出るんでしょうか。

○政府参考人(和泉洋人君) 当然、再開発事業の施行要件、これは委員も十分御案内だと思いますが、そういうものを満たした上で、今御説明しましたように、基本計画の策定費とか事業計画の策定費などに加えまして、共同施設等の整備に対して助成します。その場合、補助率につきましては国と地方が三分の一ずつ、事業者側が残りの三分の一を持ちます。栃木県のケースでは、地方三分につきましては、県が六分の一、市が六分の一、こういった経過でございます。

当然それは補助対象でございますが、その補助対象を踏まえた上で、地元で、当該事業のいわゆる都市再生に対する公益性あるいは事業の成立可能性等を踏まえまして、予算の範囲内で地方公

申請してくると、こういう手続になるかと思つております。

○大門実紀史君 ですから、この中央地区の方は、国が十二億、栃木県と宇都宮市が各六億ですね。

そのほかに宇都宮市が五階、六階、十九億で買つておりますから、四十三億円が税金投入でございます。約七割が税金で造られております。

西地区のこのマンションの方ですけれども、これは、ただ、今地元では景観を守るという市民運動になつてゐる部分でございます。この二荒山神社というのがございまして、二荒さんという言い方もしますけれども、この二荒山神社というのは有名な神社でございます。その真横に超高層マンションを建てるということで市民運動が今起きております。

元々、この近辺でいうのは、この神社の周囲と建つて今まで建てても三十一メートルぐらいを上限ということで、高い建物は地元の人たちは建てなかつたわけですね。余り高いのを建てる、この二荒山神社に申し訳ないというか、罰が当たるといいますか、ですからそんなに超高層を建てるような場所じやなかつたんですけども、今度は何と八十二メートルもの超高層を建てるというになつてゐるところでございます。

このマンションの方が、百五十三戸の分譲マンションで事業費が七十一億ということで、今ありましたとおり、そのうち国が十六・九億、県が八・四億、市が八・五億ということがなつております。この二つを合わせて国から約三十億円近く投入されるものでござりますけれども、例えばこの西地区、高層マンションの方ですが、地権者は、大林組が土地の六二%を所有しています。足利銀行は二三%、栃木銀行は九%、それでもう九四%を占めて、名前は載っておりますけれども、地元のお店と会社が二つあります、実質的には大林、足銀と、大林が特に六割以上を持つてゐるわけですね。

国交省は、こういう再開発事業で、こういうゼ

ネコンといいますか、例えばこの事業で、大林組がこの再開発組合の最大地権者ということまで御承知の上でそんなに税金を投入することを認可されたんだでしょうか。

○政府参考人(和泉洋人君) 当然、補助申請をされ際に、事業の中身は御説明に来ますので、今委員御指摘の地権者等の状況については承知した上で、私ども予算の範囲内で補助金の交付を決定させていただいております。

○大門実紀史君 そうすると、全国で、私は、不良債権処理の土地が駅前にたくさん、駅前とか中心地にたくさん今出ています。それをデベロッパーなりゼネコンが買つているところが一杯あります。それが再開発事業とさえ指定されれば、マンションを造ろうが何造ろうが、國から国民の税金が投入されているという事態が広がつてゐるんじゃないかと思つてこの案件を今質問しているわけですから、国交省としては、それでも構わないけれども、国交省としては、それでも構わないこと。別に慈善事業でやつていてるわけじゃないですね。マンションを売つて売却益でと当然考えているわけですが、それでも国民の税金を使つても構わないということで、承知の上で補助金の認定をされたたといふうに確認してよろしいですか。

○政府参考人(和泉洋人君) 先ほど御説明しましたように、市街地再開発事業の要件は法律あるいは補助要綱等でまず決まっております。その上で、いわゆる補助対象は基本的には共同施設とか公益的な施設の部分の物的な部分が対象でございます、中心は。更に加えましてすべて公費を充当しているんぢやなくて、事業主体が三分の一、国、地方が三分の一を負担するということです。現下の厳しい地方の財政事情の中で、当然地方が三分の一を負担持つておられます。

この状況も含めまして地域の状況、加えて、この都道府県として、地域の状況、今委員御指摘の地権者の状況も含めまして地域の状況、加えて、この都道府県が三分の一を負担すること前提に、地方公共団体として、地域の改善に資する効果、例えばこのケースでございますと、両地区で今までは全く空地はございません

ざいませんでしたが、都合で一千八百平米の空地を設けるとか、宇都宮の場合には都心居住のためがございますので百五十三戸の住宅を供給するところと、そういった意味での都市環境の改善や都市機能の向上効果を勘案して、そういう上で地元の公共団体が判断されるとともに上がってくる以上は、私どもとしましては、補助要綱等に合つておれば、私も国費の範囲内で一生懸命付き合わさせていただいていると、こういった状況でござります。

○大門実紀史君 これは一応県も市も手続は踏んでいるでしよう。私が申し上げたのは、国として、国民の税金を、の立場で、県と市が今おっしゃつたようなことでとにかく補助金出すこと決めた、事業に認定したと、だったらば国交省は無条件で出すのかと。今言ったように民間が、民間デベロッパーがこういうところでマンションを造つて売却益をということで、そんな場合でも県と市が判断したら自動的に国交省は出すのかどうかということをお聞きしているわけですけれども。

○政府参考人(和泉洋人君) なかなかお答えしにくい質問なんですが、まず一番目に、予算の範囲内という制約がございます。したがって、再開発

事業の予算が極めてタイトになりまして、そういう中で仮に公共団体が様々な申請をしてきたとしても予算を上回ってしまう、そういう場合には、じやどういった再開発事業を優先するのかと、これまた別の観点があろうかと思います。

現時点では、現在予算の範囲内で、地元から上がつてきました、都市機能の向上上も都市環境の改善上も私どもから見ましてそれなりの効果がある事業でございますので、地元の意向を尊重させていただいていると、こういった理解でござります。

○大門実紀史君 それでは、もう一つ具体的なことを聞きますけれども、都市再開発法は、この場合はそうですねけれども、第一種市街地再開発事業としての要件としてかなりやつぱり国民の税金を出すものですから厳格な規定をしていると思う

ですけれども、この第一種市街地再開発事業の要件というのはどういうふうに定められていますか。

○政府参考人(和泉洋人君) どの程度細かく、大きな項目でいいですか。全部読むとすごい量になるのですから。

まず、基本的には、今の御指摘の再開発事業の要件でございますが、一点は、当該区域が高度利

用地区等にあって、都市計画上の位置付けがある

というのが一点でございます。

二点目は、当該区域内にある耐火建築物の割合

が少ない、言うなれば更新する必要性が高いとい

う要件が二番目にございます。

三点目は、当該区域内に十分な公共施設がない

こと、あるいは当該区域内の土地利用が細分化さ

れている等の状況があつて、健全な土地利用の

状況である、これが三番目でございます。

○大門実紀史君 いや、私は、国交省の判断聞いています。

二点目は、当該区域内に十分な公共施設がない

こと、あるいは当該区域内の土地利用が細分化さ

れている等の状況があつて、健全な土地利用の

状況である、これが三番目でございます。

○大門実紀史君 今言われました二番目にいうの

は、都市再開発法三条ですかね、当該区域内の土

地利用が細分化されていることなどによって土地

利用が著しく不健全、つまり細分化されていて、

ばらばらにみんないろんなことをやり出したらき

ちつとした町づくりできないと、この趣旨はよく

分かります。

ところが、この土地は、このマンションの西地

区の方でしかれども、さつき申し上げましたけ

ど、大林組が六二%、足利銀行二三%、栃木銀行

が九%、ですから、もうこの三者で九四%、言つ

てしまえばもう大林組で六割以上が占有されてい

る。何も細分化しておりません。細分化されて

いません。この都市開発、この補助を出す前提と

しての都市再開発法三条にこれは該当しないと私

は思います。該当しないのに補助金の認定してよ

かっただんでしょうか。

○政府参考人(和泉洋人君) まず、その都市再開

発法に定めた要件に合致するか否かについて判断すべき一義的な権限は再開発法上、知事の判断にあります。栃木県知事におきましては、今先生御指摘であります、西地区について百貨店の敷地は極めて不整形、あるいは足利銀行と旧百貨店との間に極めて狭い敷地が存する、こういったことを総合的に勘査して、栃木県としてこの要件に該当すると、こう判断されて認可したものと思つております。

○大門実紀史君 いや、私は、国交省の判断聞いています。

二点目は、当該区域内に十分な公共施設がない

こと、あるいは当該区域内の土地利用が細分化さ

れている等の状況があつて、健全な土地利用の

状況である、これが三番目でございます。

○大門実紀史君 いや、私は、国交省の判断聞いています。

二点目は、当該区域内に十分な公共施設がない

こと、あるいは当該区域内の土地利用が細分化さ

れている等の状況があつて、健全な土地利用の

ます。普通、九五%を超えると談合だと言われておりますけれども、そういうことをやつているところです。

私は、こんなものは大して、どうつてことない、もうだらの太林組のもうけ話じゃないかと思いま

す。

す。そんなものに三十億円もつぎ込まれていいのかというふうに思いますから、改めて国交省として、この三十億円が使われるわけですから、栃木県に、宇都宮市に私の疑問も含めて確認してもらいたいと。どういう公益性を持つていて、さつき言つた開発法三条、三条がもしもこんなことで、さつきの三条の要件が、細分化されてなくもないんだということになると広がつちやいますよ。もう形骸化しますよ、第三条が。そんなことも含めて、改めて栃木県に検証してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(和泉洋人君) 今まで十分、栃木県

す。

あるいは宇都宮市、適切な手続をしてきたと思うのですが、今日、委員からこういつた御指摘があつて、この委員会で議論されたことについてはきつちりと県の方にお伝えしたいと思います。

○大門実紀史君 併せて申し上げておきますけれども、こういう無理無理、具体的なだれかに利益を与えるために容積率を緩和するというのが余りにも多過ぎます。この委員会でも大手町開発、大きな問題取り上げましたけれども、こういうことが全国の今都市再開発の中でもやられていて、しかも金融が絡んで不良債権処理で出た土地、それを二束二文でディベロッパーなりゼネコンなりが買って再開発事業組合という仕組みを使って、税金をもらって、さらに容積率を緩和してもらつておりますので、気を付けてもらいたいといいますか、総点検をしてもらいたいと思うぐらいでござります。

もう一つ言つておけば、これ景観条例も違反していますよ、これ。これ、景観条例違反しているということも、あわせて、違反してないかといふことも検証してもらいたいといふに思いました。

国交省はとにかく問い合わせしてもらうということですから、後で、私、これは県と市のこのやり方も非常に疑問を持つております。市民の方々

は、景観の問題で、歴史保存の問題で運動されておりますけれども、こういう太林組の関与とか容積率がわざわざ緩和されたとか、非常にダーティーと思える部分ですね、これは余り御存じありませんが、もしこれがずっと問題になつて、その栃木県の隣の県で起きた事件でござりますが、結局、談合といいますか、自治体との癒着となつております。そのときに国交省は問われてしまつて、もうと思いますので、是非、心して問い合わせをしてもらいたいと思います。

申し上げたように、足利銀行もこの再開発組合の一員でございます。個別のことは答えられないと

いうか、御存じないと思つますので、いずれにせよ、これは要請、お願いでございますけれども、もう少し頑張つてみますか。

足利銀行にもきちんと後ろ指を指されることのないようこの問題で対応するよう伝えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 銀行が不良債権処理を行つてあるのは債権の回収を行つ際には担保の処分を行つ。様々な取引を行つことになりますけれども、その際に、全体として法令等遵守のチェックをきちんと行つ、こういつたデューディオペラセスを経て仕事を進めていくことが重要であるといふことは改めて伝えておきたいと思います。

○大門実紀史君 今申し上げたように、最後に大臣にお伺いしたいと思いますけれども、金融の問題から不良債権処理でいろんなところに土地が出て、そしてそれが銀行の不良債権処理との関係で、特にディベロッパー、ゼネコンが安く買って今の

特に不良債権処理の発揮というところでござりますけれども、金融の問題から不良債権処理でいろんなところに土地が出て、そしてそれが銀行の不良債権処理との関係で、また違う効果を、逆効果といいますか、国民、市

民に迷惑掛ける場合も生じつあるんではないかと私は懸念をしておりますけれども、そういう点で何かコメントがあれば大臣のコメントをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(山本有一君) 今、経済は日本全国まだ模様で、特に金融機関が破綻した地域における不況の実感は強いものがございます。こういうようなところを中心に何とか地域経済が活性化、また生き返つていただきたいと、いうように思つております。そういうことを含めまして、不良債権処理における公平さ、あるいは中立性、こういったものを念頭に置きながらそうした政策に取り組んでまいりたいというよう思つております。

○大門実紀史君 ちょっと早いですけれども、もう少し頑張つてみますか。

足利銀行問題に戻つてしまつますけれども、先ほどの冒頭の質問にちょっと戻つて申し訳ないんですけども、三つの条件ですね、その二つ目に

地域における金融仲介機能の発揮と、これが、地元が心配しております外資等の短期的な利益をねらった資本に足利銀行が買い取られるんじゃないかというふうなところを担保するかのような御発言を佐藤局長されましたけれども、これが本当に

地元の心配を排除する条件になるのかと。どういう関係で、例えば外資が入つたて当面は地域の金融仲介機能、困らない場合ということだつてあると思うんですけれども、その辺はこれがどういうふうにそれと連動するのか、ちょっと解説をしていただけますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 私どもいたしましては、外資だから不適切である、こういう考え方には取つておりません。あくまでも先ほど申し上げましたような大きな基準を満たしたところといううところで審査をしていくということとございます。

○大門実紀史君 今申し上げたように、最後に大臣にお伺いしたいと思いますけれども、金融の問題から不良債権処理でいろんなところに土地が出て、そしてそれが銀行の不良債権処理との関係で、

特に不良債権処理の発揮というところでござりますけれども、金融の問題から不良債権処理でいろんなところに土地が出て、そしてそれが銀行の不良債権処理との関係で、

柏木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に發揮することについて明確なコミットメントが存在していること。二つ目といたしまして、一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果を得つつ、地域密着型金融を推進するとともに、くる営業体制及び人事管理政策を確立できることがあります。

○委員長(家西悟君) そこで、質疑は終局したものと認めます。そこで、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(家西悟君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、尾立源幸君及び大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として柳澤光美君及び広中和歌子君が選任されました。

○委員長(家西悟君) これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公認会計士法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いします。

○委員長(家西悟君) 「賛成者挙手」

○委員長(家西悟君) 全会一致と認めます。よつて、第一点として、それで、三つの基準のうち、地域における金融仲介機能の発揮というところでござりますけれども、これ若干ブレークダウンした説明もさせていただいているところでございます。第一点として、

て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大久保勉君から発言を求められておりますので、これを許します。大久保勉君。

○大久保勉君 私は、ただいま可決されました公認会計士法等の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党的各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公認会計士法等の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を搖るがしかねない事態が発生したこと

二 監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不斷の見直しに努めるこ

と。

一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実、強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な發揮を

図ることともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置

についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。

一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政處分の多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。

一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の

重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、

公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めるここと。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。

一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりをみせる監査業務に対する社会的ニーズに応えていくためには、中小監査法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) ただいま大久保君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(家西悟君) 全会一致と認めます。よつ

て、大久保君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(山本有二君) ただいま御決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしまして

も御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

また、手形における場合と同様に、記録原簿上の債権者に対して支払をした者に支払免責を認め

るほか、支払の事実について電子記録がされないまま債権が再度流通する事態を防止する仕組みを設けることとしております。

○委員長(家西悟君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 電子記録債権法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山本内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(山本有二君) ただいま議題となりました電子記録債権法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、電子記録債権の発生、譲渡、消滅等に関する私法上の規律を整備することとしておりま

す。

第一に、電子記録債権の発生や譲渡につきましては、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録することをその効力発生の要件とするこ

ととし、電子記録債権の内容が当該記録原簿上の記録によつて定まることとしております。

また、電子記録債権の発生や譲渡につきましては、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録することをその効力発生の要件とするこ

ととし、電子記録債権の内容が当該記録原簿上の記録によつて定まることとしております。

このほか、電子債権記録機関の業務の適切かつ確実な遂行を図るためにリスクの遮断等の観点から、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の業務を禁止することとしております。

次に、電子債権記録機関の公正性、中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の業務を禁止することとしております。

まず、電子記録債権の発生や譲渡につきましては、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録することをその効力発生の要件とするこ

ととし、電子記録債権の内容が当該記録原簿上の記録によつて定まることとしております。

このほか、電子債権記録機関の業務の適切かつ

確実な遂行を図るために報告徴求、立入検査、業務改善命令や、電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令など、所要の検査・監督規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

一、電子記録債権法案

二、電子記録債権法案

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

以上に加えて、手形保証類似の独立性を有する電子記録債権の制度や電子記録債権を目的とする債権の制度を設け、これらにつきましても記録原簿への電子記録をその効力要件としているほか、電子債権記録業務に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等についての規定を整備することとしております。

第二に、電子債権記録機関に対する監督等のための規定を整備することとしております。

まず、電子債権記録機関の安定的、継続的な業務運営等を図るため、主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定することとしております。

次に、電子債権記録機関の公正性、中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の業務を禁止することとしております。

また、電子債権記録機関の業務を禁止することとしております。

次に、電子債権記録機関の公正性、中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の業務を禁止することとしております。

このほか、電子債権記録機関の業務の適切かつ

確実な遂行を図るために報告徴求、立入検査、業務改善命令や、電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令など、所要の検査・監督規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

一、電子記録債権法案

二、電子記録債権法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 電子記録債権の発生、譲渡等
第一節 通則
第一款 電子記録(第三条・第十二条)
第二款 電子記録債権に係る意思表示等
(第十二条・第十四条)
第二節 発生(第十五条・第十六条)
第三節 譲渡(第十七条・第二十条)
第四節 消滅(第二十一条・第二十五条)
第五節 記録事項の変更(第二十六条・第三十条)
第六節 電子記録保証(第三十一条・第三十
五条)
第七節 質権(第三十六条・第四十一条)
第八節 分割(第四十三条・第四十七条)
第九節 雜則(第四十八条・第五十条)
第三章 電子債権記録機関
第一節 通則(第五十一条・第五十五条)
第二節 業務(第五十六条・第六十一条)
第三節 口座間送金決済等に係る措置(第六
十二条・第六十六条)
第四節 監督(第六十七条・第七十七条)
第五節 合併、分割及び事業の譲渡(第七十
八条・第八十一条)
第六節 解散等(第八十二条・第八十五条)
第四章 雜則(第八十六条・第九十二条)
第五章 罰則(第九十三条・第一百条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。(定義)
第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録(以下単に「電子記録」という。)を
(電子記録の方法)

要件とする金銭債権をいう。
2 この法律において「電子債権記録機関」とは、記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これを含む)をもつて電子債権記録機関が調製するものをいう。
3 この法律において「記録原簿」とは、債権記録から第四十三条第一項に規定する分割をする場合を除き、当事者の請求又は官署若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。
4 この法律において「債権記録」とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定する分割をする場合を除き、当事者の請求又は官署若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。
5 この法律において「記録事項」とは、この法律の規定に基づき債権記録に記録すべき事項をいう。
6 この法律において「電子記録名義人」とは、債権記録に電子記録債権の債権者又は質権者として記録されている者をいう。
7 この法律において「電子記録権利者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。
8 この法律において「電子記録義務者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者をいい、間接に不利益を受ける者を除く。
9 この法律において「電子記録保証」とは、電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証であつて、保証記録をしたものという。
(第二章 電子記録債権の発生、譲渡等)
第一章 総則

第三条 電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによって行う。
(当事者の請求又は官署若しくは公署の嘱託による電子記録)
第四条 電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官署若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。
2 請求による電子記録の手続に関するこの法律の規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、官署又は公署の嘱託による電子記録の手続について準用する。
(請求の当事者)
第五条 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者(これらの人について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他的一般承継人。第三項において同じ)双方がしなければならない。
2 電子記録権利者又は電子記録義務者(これらの人について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他的一般承継人。以下この項において同じ)に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決による電子記録は、当該請求をしなければならない他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができない。
3 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずる。(請求の方法)
第六条 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならない。(電子記録による電子記録)

第七条 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電
2 電子記録をしなければならない。
2 電子債権記録機関は、第五十一条第一項第五号に規定する業務規程(以下この章において単に「業務規程」という。)の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をして、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときには、電子記録の訂正をしなければならない。たゞし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときには、電子記録の訂正をしなければならない。
第十条 電子債権記録機関は、次に掲げる場合に

くは分割記録をすることができないこととし、又はこれらの電子記録について回数の制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め

十三 債権者と債務者との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

十四 債権者と債務者との間の紛争の解決の方

法についての定めをするときは、その定め

十五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記

録若しくは譲渡記録について回数の制限その他の制限をしたときは、その定め

十六 前各号に掲げるもののほか、電子記録債

権の内容となるものとして政令で定める事項第一項第一号から第六号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録債権は、発生しない。

四 消費者契約法第一条第一項に規定する消費者（以下単に「消費者」という。）についてされた第一項第九号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

五 第一項及び第二項の規定にかかわらず、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、第一項第二号（分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。）及び第二項各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができる。

第三節 譲渡

（電子記録債権の譲渡）

第十七条 電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じない。

（譲渡記録）

第十八条 譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 電子記録債権の譲渡する旨
- 二 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるとない。

きは、譲渡人の氏名及び住所を記録することができる。

三 譲受人の氏名又は名称及び住所

四 電子記録の年月日

二 譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録

一 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変更記録を含む。以下同じ。）において債務の支払を

二 債権者口座に対する払込みによってする旨の定めが記録されている場合において、譲渡記

録に当たり譲受人が譲受人の預金又は貯金の口座に対する払込みによって支払を受けようとするときは、当該口座（発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に関する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。）

三 譲渡人が個人事業者であるときは、その旨

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 消費者についてされた前項第一号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

三 譲渡人と譲受人（譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするとときは、その定め

四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

一 第十六条第二項第八号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項に規定する者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第二十二条 電子記録債権者（その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。）が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権が譲渡されたものである場合

三 個人（個人事業者である旨の記録がされていいる者を除く。）である電子記録債権の譲渡人がした支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として記録されたものである場合

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

四 電子記録債権の譲渡人が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

五 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

六 第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものにあっては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の譲受人として譲り受け得る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

がその支払を受ける権利を有しない場合であつても、その効力を有する。ただし、その支払をした者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第二十二条 電子記録債権者（その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。）が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権が譲渡されたものである場合

三 個人（個人事業者である旨の記録がされてい

じては、消滅した元本の額を含む。)

三 支払等があつた日

四 支払等をした者（支払等が相殺による債務の消滅である場合にあつては、電子記録名義人が当該相殺によつて免れた債務の債権者。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法第五百条の正当な利益を有する者であるときは、その事由

六 電子記録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

（支払等記録の請求）

第二十五条 支払等記録は、次に掲げる者だけで請求することができる。

一 当該支払等記録についての電子記録義務者二 前号に掲げる者の相続人その他の一般承継人

三次に掲げる者であつて、前二号及びイに掲げる者全員の承諾を得たもの

イ 電子記録債務者

ロ 支払等をした者（前二号及びイに掲げる者を除く。）

ハ イ又はロに掲げる者の相続人その他の一般承継人

2 電子記録債権又はこれを目的とする質権の被担保債権（次項において「電子記録債権等」という。）について支払等がされた場合には、前項第三号イからハまでに掲げる者は、同項第一号又は第二号に掲げる者に対し、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

3 電子記録債権等について支払をする者は、第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、当該支払をするのと引換えに、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

4 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にさ

れたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができない。

第五節 記録事項の変更

（電子記録債権の内容等の意思表示による変更）

第二十六条 電子記録債権又はこれを目的とする質権の内容の意思表示による変更是、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じない。

（変更記録の記録事項）

第二十七条 変更記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 変更する記録事項

二 前号の記録事項を変更する旨及びその原因

三 第一号の記録事項についての変更後の内容

（当該記録事項を記録しないこととする場合にあっては、当該記録事項を削除する旨）

四 電子記録の年月日

（求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録）

第二十八条 債権記録に支払等をした者として記録されている者であつて当該支払等により電子記録債権の債権者に代位したもののがした求償権（特別求償権を除く。）の譲渡に伴い当該電子記録債権が移転した場合における変更記録は、その受人の氏名又は名称及び住所を当該求償権の譲受人の氏名又は名称及び住所に変更する記録を受けることによって行う。

（変更記録の請求）

第二十九条 変更記録の請求は、当該変更記録に記載されるべき事項

第三十条 変更記録がその請求の無効、取消しその他の事由により効力を有しない場合には、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録前の債権記録の内容に従つて責任を負う。ただし、当該変更記録の請求における相手方に対する意思表示を適法にした者は、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録前の債権記録の内容に従つて責任を負う。ただし、当該変更記録の請求における相手方に対する意思表示を適法にした者は、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録以後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

2 前項本文に規定する場合には、当該変更記録後に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

3 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

4 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

5 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

6 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

7 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

8 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

9 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

10 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

11 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

12 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

13 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

15 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

16 第二項第一号から第三号までに掲げる事項

続人が二人以上ある場合には、その全員が当該変更記録を請求しなければならない。

二 遅延損害金又は違約金についての定めをすることは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすることは、その定め

四 弁済の充当の指定についての定めをすることは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対することが

できる事由について第二十条第一項（第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め

七 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、保証人が債権者（譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。）に対抗することができる抗弁についての定めをするときは、その定め

八 債権者と保証人との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

九 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

十一 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十二 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十三 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十四 消費者についてされた第二項第五号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

十五 保証記録に係る電子記録債権は、発生しない。

十六 第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項（保証記録に係る部分に限る。）が記録されないとときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならない。

一 保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め

二 遅延損害金又は違約金についての定めをすることは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすることは、その定め

四 弁済の充当の指定についての定めをすることは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記

录がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対することが

できる事由について第二十条第一項（第三十

一条第一項及び第三項の規定は、第一項及

び前項ただし書の場合について準用する。

二 遅延損害金又は違約金についての定めをすることは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすることは、その定め

四 弁済の充当の指定についての定めをすることは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記

录がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対することが

できる事由について第二十条第一項（第三十

一条第一項及び第三項の規定は、第一項及

び前項ただし書の場合について準用する。

二 遅延損害金又は違約金についての定めをすることは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすることは、その定め

四 弁済の充当の指定についての定めをすることは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記

录がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対することが

できる事由について第二十条第一項（第三十

一条第一項及び第三項の規定は、第一項及

び前項ただし書の場合について準用する。

二 遅延損害金又は違約金についての定めをすることは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすることは、その定め

四 弁済の充当の指定についての定めをすることは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記

录がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対することが

できる事由について第二十条第一項（第三十

一条第一項及び第三項の規定は、第一項及

び前項ただし書の場合について準用する。

(電子記録保証の独立性)

第三十三条 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合（第十六条第一項第一号から第六号まで又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の記録が欠けている場合を除く。）においても、その効力を妨げられない。

2 前項の規定は、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、適用しない。

(民法等の適用除外)

第三十四条 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法（明治三十一年法律第四十八号）第五百十一条第二項の規定は、電子記録保証については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもつて債権者に対抗することができる。（特別求償権）

第三十五条 発生記録によって生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えん（弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百六十二条、第四百六十三条及び第四百六十五条の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免責を得た額、出えんをした日以後の遅延損害金の額及び避けることができなかつた費用の額の合計額について電子記録債権を取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分の額に限る。

1 主たる債務者
2 当該出えんをした者が電子記録保証人とな

る前に当該者を債権者として当該主たる債務

と同一の債務を主たる債務とする電子記録保証をしていた他の電子記録保証人

三 当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の電子記録保証人（前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証に係る債権者であったものを除く。）

2 前項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその出えんを主たる債務者として記録される電子記録保証人がしたとするならば、次に掲げる者に該当することとなるもの」と読み替えるものとする。

第七節 質権

(電子記録債権の質入れ)

第三十六条 電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じない。

2 民法第三百六十二条第二項の規定は、前項の質権については、適用しない。

3 民法第二百九十六条から第三百条まで、第三百四十六条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十六条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十八条、第三百九十条、第三百九十二条、第三百九十八条の二から第三百九十八条の十まで、第三百九十八条の十九、及び第三百九十八条の二十（第一項第三号を除く。）及び第三百九十八条の二十二の規定は、第一項の

に掲げる事項を記録しなければならない。

一 質権を設定する旨

二 質権者の氏名又は名称及び住所

三 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所、被担保債権の額（一定の金額を目的とする他の電子記録保証人（前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証に係る債権者であつたものを除く。）

2 前項の規定は、同項の規定によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「質権番号」といふ。

4 一の債権記録における質権設定記録及び転質の電子記録がされた順序を示す番号（以下「質権番号」といふ。）

5 電子記録の年月日

6 電子記録の年月日

7 質権を設定する旨

8 質権者の氏名又は名称及び住所

9 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所、被担保債権の額（一定の金額を目的とする他の電子記録保証人（前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証に係る債権者であつたものを除く。）

2 前項の規定は、同項の規定によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「根質権の質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。」

4 一 担保すべき元本の確定すべき期日の定めをするときは、その定め

二 根質権の実行に關し、その方法、条件その他の事項について定めがあるときは、その定め

三 前条第三項において準用する民法第三百四十六条ただし書の別段の定めをするときは、その定め

四 質権の実行に關し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め

五 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、質権設定記録に当たり質権者が質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて、根質権の質権設定記録に当たり根質権者が根質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座（発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に関する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。）

六 質権設定者と質権者（根質権の質権設定記録後に当該根質権についての根質権者と該質権についての質権者として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

七 質権設定者と質権者（根質権の質権設定記録についての定めをするときは、その定め

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める

（質権設定記録の記録事項）

第三十七条 質権設定記録（根質権の質権設定記録を除く。）において同じ。）においては、次に掲げる事項

5 電子債権記録機関は、発生記録において第十一条第二項第十一号又は第十五号に掲げる事項

(質権設定記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する質権設定記録をしてはならない。

(善意取得及び抗弁の切斷)

第三十八条 第十九条及び第二十条の規定は、質権設定記録について準用する。この場合において、第十九条第一項中「譲受人」とあるのは「質権者」と、「当該電子記録債権」とあるのは「その質権」と、同条第二項第二号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、同項第三号中「された譲渡記録」とあるのは「された質権設定記録」と、第二十条第一項中「債権者に当該電子記録債権を譲渡した」とあるのは「質権者にその質権を設定した」と、「当該債権者に」とあるのは「当該質権者に」と、同項ただし書中「当該債権者が」とあるのは「当該質権者が」と、「当該電子記録債権を取得した」とあるのは「当該質権を取得した」と、同条第二項第三号中「債権者」とあり、及び「譲受人」とあるのは「質権者」と読み替えるものとする。

(質権の順位の変更の電子記録)

第三十九条 第三十六条第三項において準用する民法第三百七十四条第一項の規定による質権の順位の変更の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 質権の順位を変更する旨
二 順位を変更する質権の質権番号

四 電子記録の年月日

2 前項の電子記録の請求は、順位を変更する質権の電子記録名義人の全員がしなければならぬ。この場合においては、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(転質)

第四十条 第三十六条第三項において準用する民法第三百四十八条の規定による転質は、転質の電子記録をしなければ、その効力を生じない。

2 第三十七条第一項から第四項までの規定は、転質の電子記録について準用する。

3 転質の電子記録においては、転質の目的である質権の質権番号をも記録しなければならない。

4 質権者が二以上の者のために転質をしたときは、その転質の順位は、転質の電子記録の前後による。

(被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による変更記録の特則)

第四十一条 被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転質の移転による変更記録においては、第二十七条各号に掲げる事項のほか、当該譲渡の目的である被担保債権の額をも記録しなければならない。

2 根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合における根質権の移転による変更記録の請求は、「当該譲渡が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができない。

(根質権の担保すべき元本の確定の電子記録)

第四十二条 根質権の担保すべき元本（以下この記録において単に「元本」という。）の確定の電子記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 元本が確定した旨
二 元本が確定した根質権の質権番号

三 元本の確定の年月日

四 電子記録の年月日

2 第三十六条第三項において準用する民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により元本が確定した場合の電子記録は、当該根質権の電子記録名義人だけで請求することができる。ただし、同号の規定により元本が確定した場合における請求は、当該根質権又はこれを目的とする権利の取得の電子記録の請求と併せてしなければならない。

2 第三十七条第一項から第四項までの規定は、分割記録について準用する。

(分割記録)

第八節 分割

第四十三条 電子記録債権は、分割（債権者又は債務者として記録されている者が一人以上ある場合において、特定の債権者又は債務者について分離することを含む。）をることができます。

2 電子記録債権の分割は、次条から第四十七条までの規定により、分割をする電子記録債権が記録されている債権記録（以下「原債権記録」という。）及び新たに作成する債権記録（以下「分割債権記録」という。）に分割記録をすると同時に原債権記録に記録されている事項の一部を分割債権記録に記録することによって行う。

3 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される者だけができる。

（分割記録の記録事項）

第四十四条 分割記録においては、分割債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 原債権記録から分割をした旨
二 原債権記録及び分割債権記録の記録番号

三 発生記録における債務者であつて分割債権記録に記録されるものが一定の金額を支払う旨

四 債権者の氏名又は名称及び住所

五 電子記録の年月日

2 分割記録においては、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割をした旨
二 分割記録の記録番号

三 電子記録の年月日

四 電子記録の年月日

2 第三十六条第三項において準用する民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により元本が確定した場合の電子記録は、当該根質権の電子記録名義人だけで請求することができる。ただし、同号の規定により元本が確定した場合における請求は、当該根質権又はこれを目的とする権利の取得の電子記録の請求と併せてしなければならない。

2 第三十七条第一項から第四項までの規定は、分割記録について準用する。

ついての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項（次に掲げるものを除く。）

口 当該電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額

ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をすることができる回数（以下「記録可能回数」という。）が記録されている場合におけるその記録可能回数

二 原債権記録の記録番号

ホ 原債権記録に分割記録がされている場合における当該分割記録において記録されている事項（イに掲げるものを除く。）

二 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合に

は、当該電子記録債権の支払期日（原債権記録に支払期日として記録されているものに限る。）

二 原債権記録に記録される電子記録債権が各支払期日に支払うべき金額（原債権記録に記録されている対応する各支払期日ごとに支払うべき金額の範囲内のものに限る。）

四 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数（分割記録の記録可能回数）あつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）のうち、分割債権記録における記録可能回数

一 電子債権記録機関は、発生記録において第十一条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項（分割記録に係る部分に限る。）が記録されてい

るときは、その記録の内容に抵触する分割記録をしてはならない。

（分割記録に係る分割債権記録への記録）

四 電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号に掲げる事項を記録したときは当該事項を記録可能回数があつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）のう

ち、分割債権記録における記録可能回数

一 電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号に掲げる事項を記録したときは当該事項を記録可能回数があつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）のう

ち、分割債権記録における記録可能回数

同項第二号から第四号までに掲げる事項を記録したときはその記録の年月日を当該分割債権記録

録に記録しなければならない。
(分割記録に伴う原債権記録への記録)

第四十六条 電子債権記録機関は、分割記録とともに、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録されている事項のうち、前条第一項第一号からハまでに掲げる事項の記録を削除する旨

二 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた第十六条第一項第一号(当該原債権記録が他の分割における分割債権記録である場合にあっては、第四十四条第一項第三号)に規定する一定の金額から分割債権記録に記録される第十四条第一項第三号に規定する一定の金額を控除して得た金額を支払う旨

三 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合には、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる支払期日

四 前号に規定する場合において、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは、当該電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額

五 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数(分割記録の記録可能回数にあっては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数)から分割債権記録における記録可能回数を控除し

六 電子債権記録に記録したときは、その記録の月日を当該原債権記録に記録しなければならない。(主務省令への委任)

第四十七条 第四十三条规定及び前三条の規定

にかかわらず、次に掲げる場合における分割記録の請求、分割記録の記録事項並びに分割記録に伴う分割債権記録及び原債権記録への記録について必要な事項は、これらの規定の例に準じて主務省令で定める。

一 原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合

二 原債権記録に第三十二条第二項第一号に掲げる事項が記録された保証記録がされている場合

三 原債権記録に特別求償権が記録されている場合

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める場合

（信託の電子記録）

第四十八条 電子記録債権又はこれを目的とする質権(以下この項において「電子記録債権等」という。)については、信託の電子記録をしなければ、電子記録債権等が信託財産に属することを第三者に对抗することができない。

二 この法律に定めるもののほか、信託の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

（電子記録債権に関する強制執行等）

第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。

二 強制執行等の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

三 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（政令への委任）

第五十条 この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手続その他電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

（主務省令への委任）

第三章 電子債権記録機関
第一節 通則
(電子債権記録業を営む者の指定)

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務(以下「電子債権記録業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会
ロ 監査役会又は委員会(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

ハ 会計監査人
二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これらに相当する者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

五 定款及び電子債権記録業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより電子債権記録業を適正かつ確実に遂行するため十分であると認められること。

六 電子債権記録業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、電子債権記録業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合は、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その

取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役(外国会社における外国の法令上これらに相当する者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第七十五条第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

指定した電子債権記録機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

(指定の申請) 第五十二条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を

主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の氏名

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の氏名

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(資本金の額等)

第五十三条 電子債権記録機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 電子債権記録機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(適用除外)

第五十四条 会社法第三百三十二条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法

第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条

第五項ただし書の規定は、電子債権記録機関については、適用しない。

(秘密保持義務)

第五十五条 電子債権記録機関の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、電子債権記録業に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役)の氏名

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 会社の登記事項証明書

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(資本金の額等)

第五十三条 電子債権記録機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 電子債権記録機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(業務規程)

第五十九条 電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約又は

第六十四条に規定する契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

(電子債権記録機関を利用する者の保護)

第六十条 電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないよう業務を営まなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条 電子債権記録機関は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(口座間送金決済に関する契約の締結)

第六十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る措置

2 前項及び次条第二項に規定する「口座間送金決済」とは、電子記録債権(保証記録に係るもの及び特別取扱いを除く。以下この節において同じ。)に係る債務について、電子債権記録機関、債務者及び銀行等の合意に基づき、あらかじめ電子債権記録機関が当該銀行等に対し債権記録に記録されている支払期日、支払うべき金額、債務者口座及び債権者口座に係る情報を提供し、当該支払期日に当該銀行等が当該債務者口座から当該債権者口座に対する払込みの取扱いをすることによって行われる支払をいう。

(口座間送金決済についての支払等記録)

第六十三条 電子債権記録機関は、前条第一項に規定する口座間送金決済についての支払等記録

2 前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。

(業務規程)

第五十九条 電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結した場合において、第十六条第二項第一号に掲げる事項が債権記録に記録されているときは、当該契約に係る銀行等に対し、前条第二項に規定する情報を提供しなければならない。

2 前項の場合において、支払期日に支払うべき電子記録債権に係る債務の全額について口座間送金決済があつた旨の通知を同項に規定する銀行等から受けたときは、電子債権記録機関は、遅滞なく、当該口座間送金決済についての支払等記録をしなければならない。

(支払に関するその他の契約の締結)

第六十四条 電子債権記録機関は、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約のほか、債務者又は債権者及び銀行等と電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約を締結することができるとする。

(その他の契約に係る支払についての支払等記録)

第六十五条 電子債権記録機関は、前条に規定する契約を締結し、第十六条第二項第二号に掲げたる事項が債権記録に記録されている場合において、電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払による支払に関する通知を当該契約に係る銀行等から受けたとき(電子記録債権に係る債務の支払があつたことを電子債権記録機関において確實に知り得る場合として主務省令で定める場合に限る。)は、遅滞なく、当該支払についての支払等記録をしなければならない。

(口座間送金決済等の通知に係る第八条の適用)

第六十六条 第六十二条第一項及び前条に規定する通知は、電子記録の請求とみなして、第八条の規定を適用する。

第四節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第六十七条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第六十八条 電子債権記録機関は、事業年度ごとに業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(資本金の額の変更)

第六十九条 電子債権記録機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

ばならない。

2 電子債権記録機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(定款又は業務規程の変更)

第七十条 電子債権記録機関の定款又は業務規程の変更是、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(電子債権記録業の休止の認可)

第七十一条 電子債権記録機関は、電子債権記録業を休止しようとするときは、主務省令で定めることにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号等の変更の届出)

第七十二条 電子債権記録機関は、第五十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第七十三条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができない。二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(業務改善命令)

第七十四条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十五条 主務大臣は、電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一

条第一項の指定を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命ずることができる。

(報告及び検査)

第七十六条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記

録機関から業務の委託を受けた者に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記

録機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託

を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者にあっては、

当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必

要なものに限る)をさせ、若しくは関係者に質問(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の関係者にあっては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る)をさせることができる。

(業務改善命令)

第七十六条 主務大臣は、電子債権記録機関が次

の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めたものに限る)をさせ、若しくは関係者に質

問(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の関係者にあっては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る)をさせることがある。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十七条 電子債権記録機関が前条第一項の規定による命令を受けた場合において、当該命令を無効とする判決が確定したときを含む)。

四 電子債権記録業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条规定第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあっては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く)は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかるわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 第一項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議は、同項の規定にかかるわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

4 主務大臣は、効力失効日以後、速やかに、第一項に規定する債権記録がその効力を失つた旨を官報で公示しなければならない。

5 電子債権記録機関であった者又は一般承継人(合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を承継した者であつて、電子債権記録業を営まないものに限る。以下この章において同じ)は、効力失効日以後、直ちに、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める事項(債務者口座を除く)について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。

6 前二項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

(債権記録の失効)

第七十八条 電子債権記録機関が前条第一項の規定による命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したとき

三項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十七条 電子債権記録機関が前条第一項の規定による命令を受けた場合において、当該命令を無効とする判決が確定したときを含む)。

四 電子債権記録業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条规定第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあっては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く)は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかるわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 効力失効日に電子記録債権及びこれを目的とする質権は、前項の規定により債権記録がその効力を失つた日(以下この条において「効力失効日」という)以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権及び特別求償権と同一の内容の求償権を取得することができる。

4 主務大臣は、効力失効日以後、速やかに、第一項に規定する債権記録がその効力を失つた旨を官報で公示しなければならない。

5 電子債権記録機関であった者又は一般承継人(合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を承継した者であつて、電子債権記録業を営まないものに限る。以下この章において同じ)は、効力失効日以後、直ちに、次の各号に

決議があつたものとみなす。

一 効力失効日に電子記録債権名義人であった者

者(効力失効日に債権記録に記録されていた事項(この号に掲げる者が分割債権記録に記

--	--

わると見込まれること。

5 讀受会社（電子債権記録機関が讀受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 謾受会社は、事業譲渡をした電子債権記録機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

第六節 解散等

（解散等の認可）

第八十二条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議

二 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録業を営まない場合に限る。）

（指定の失効）

第八十三条 電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の指定は、その効力を失う。

一 電子債権記録業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、新設合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

三 第七十六条第一項の規定による命令を受けた場合（同項第四号に該当する場合に限る。）において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転しなかつたとき。

2 前項の規定により第五十一条第一項の指定が効力を失ったときは、その電子債権記録機関であつた者は一般承継人は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。（指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機

関）

第八十四条 電子債権記録機関が第七十五条第一項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該

指定が効力を失った場合（同項第三号に該当する場合を除く。）においては、その電子債権記録機関であつた者は一般承継人は、当該電子債

権記録機関が行つた電子債権記録業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該電子債権記録機関であつた者は一般承継人は、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなす。

（清算手続等における主務大臣の意見等）

第八十五条 裁判所は、電子債権記録機関の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認手続において、主務大臣に対し、意見を求める、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、援助手続において、主務大臣に対し、意見を求める、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

3 第七十三条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第四章 雜則

（債権記録等の保存）

第八十六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までの間、債

権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

1 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年間

払の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日）又は最後の電子記録がされた日のいざれか遅い日から十年間

（記録事項の開示）

第八十七条 次の各号に掲げる者及びその相続人その他の一般承継人並びにこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、電子債

権記録機関に対し、その営業時間内は、いつでも、業務規程の定める費用を支払つて、当該各号に定める事項（債務者□座を除く。）について、主務省令で定める方法により表示したもの閲覧又は当該事項の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の提供の請求（以下この条において「開示請求」という。）をすることができる。

一 電子記録名義人 債権記録に記録されている事項（当該電子記録名義人が分割債権記録に記録されている者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。）のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているもの（次に掲げるものを除く。）において記録されている事項を除き、すべての事項

イ 第十八条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されている譲渡記録等

ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されて

ハ 電子記録名義人が変更記録において記録されている譲渡記録等

イ 一 当該債権記録中の発生記録及び開示請求をする者（ロにおいて「開示請求」とい

う。）が電子記録の請求をした者となつてい

る電子記録（当該電子記録の記録事項につ

いて変更記録がされているときは、当該変

更記録を含む。）において記録されている事項

ロ 開示請求者を電子記録義務者とする譲渡記録等がされている場合において、当該電

子記録が、代理権を有しない者が当該開示請求者の代理人としてした請求又は当該開

示請求者になりすました者の請求によつて

されたものであるときは、当該開示請求者

中の当該分割債権記録に至る分割記録がされた前に記録された事項を含む。）のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているものにおいて記録されている事項（次に掲げるものを除く。）を除き、すべての事項

イ 電子記録名義人が変更記録において記録されている場合における当該変更記録に係る譲渡記録等において記録されている事項（次に掲げるものを除く。）を除き、すべての事項

ロ 当該電子記録債務者として記録されている事項

イ 电子記録名義人が変更記録において記録されている事項（次に掲げるものを除く。）を除き、すべての事項

ロ 电子記録名義人を除く。）の抗弁を有するときは、当該債権者等から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録される者が発生記録若しくは譲渡記録等において記録されている事項（次に掲げる者とて債権者、譲受人若しくは質権者として記録されている者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人（以下この号において「債権者等」という。）に對して人的関係に基づく抗弁を有するときは、当該債権者等から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録される者が発生記録若しくは譲渡記録等において記録されている事項（この号に掲げる者が原債権者名又は名称及び住所）

ロ 电子記録名義人を除く。）のうち、次に掲げる事項

イ 一 当該債権記録中の発生記録及び開示請求をする者（ロにおいて「開示請求」とい

う。）が電子記録の請求をした者となつてい

る電子記録（当該電子記録の記録事項につ

いて変更記録がされているときは、当該変

更記録を含む。）において記録されている事項

ロ 開示請求者を電子記録義務者とする譲渡記録等がされている場合において、当該電

子記録が、代理権を有しない者が当該開示請求者の代理人としてした請求又は当該開

示請求者になりすました者の請求によつて

十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「当該有価証券とみなし」の下に、「電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項に規定する電子記録債権)をいう。以下この項において同じ。」のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。)は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし」を加え、同項第七号中「前各号に掲げるもの」を「特定電子記録債権及び前各号に掲げるもの」に改め、同条第三項中「有価証券表示権利」の下に「若しくは特定電子記録債権」を加える。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の九第三項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項に規定する電子記録」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第五条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項に規定する電子記録債権

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録」を加え

う。」を加える。

第六十二条の二の次に次の一条を加える。

(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条の三 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関(電子記録債権法第二条第二項(定義)に規定する電子債権記録機関をいう。以下この条において同じ。)に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、電子債権記録機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じなければならぬ。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時に生ずる。ただし第三債務者に対する同項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(日本銀行法の一部改正)

第七条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「規定する手形又は債券」を「規定する手形、債券又は電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項に規定する電子記録債権をい

う。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。」に、「係る手形又は債券」を「係る手形、債券又は電子記録債権」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第三十三条第一項第二号中「有価証券」の下に「又は電子記録債権」を加え、同項第三号中「又は国債その他の債券」を「国債その他の債

券又は電子記録債権」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。第二百三条第三項中第三号を第四号とし、第一

号の次に次の一号を加える。

三 電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第一号)第二条第一項に規定する電子記録債権)をいう。第二百二条において同じ。)

第二百二条中「であつて金銭の支払を目的とするもの」を「(金銭の支払を目的とするものに限る。)又は電子記録債権」に、「という」を「総称する」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八十一条のうち、国税徴収法第六十二条第一項の改正規定中「(社債等の振替に関する法律)を「社債等の振替に関する法律」に、「を除く。以下この条において同じ。」を削る」を「及び」を削り、「(以下)を「(次条において改める。」に改め、同法第六十二条の二を削る改正規定中「削る」を「削り、第六十二条の三を第六十二条の二とする」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の一 電子記録債権(平成十九年法律第一号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

(金融庁設置法の一部改正)

第二十条第一項第九号中「及び第三十一号」を「から第三十一号の二まで」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十二条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 電子記録債権(平成十九年法律第一号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

(金融庁設置法の一部改正)

第二十三条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の三 電子記録債権(平成十九年法律第一号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

(金融庁設置法の一部改正)

第二十四条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の四 電子記録債権(平成十九年法律第一号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

(金融庁設置法の一部改正)

第四条第十号の次に次の一号を加える。

二十の二 電子記録債権の電子記録に関すること。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。